

松阪市教育ビジョン

＜松阪市教育振興基本計画＞

— 夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり —



令和4年（2022年）3月

松阪市教育委員会

はじめに

松阪市教育ビジョンは、松阪市の教育の総合的な基本計画として、めざす方向性やその実現に向けて取り組むべき施策を定めるものです。

本ビジョンの策定に当たっては、現行ビジョンの検証を行いつつ、社会情勢等の変化による新たな教育課題への対応、国、県及び市の動向を踏まえながら、2年間にわたり、これからの教育のあるべき姿を検討してまいりました。

その策定作業の最中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、全国一斉の臨時休校が行われるなど、私たちの日常が一変し、これまでの価値観や生活にも大きな影響を及ぼしました。新型コロナウイルス感染症は、今なお収束に至っていない状況ですが、学びの場としての学校の重要性や、人と人とのつながりの大切さが再確認されるとともに、ICTを活用した新たな学びなど、変革の種が芽生えつつあります。

こうした学びの姿は、新型コロナウイルスなどの感染症や災害時に備えるためだけのものではなく、アフターコロナと呼ばれるこれからの「新しい生活様式」の中で、子どもたち一人ひとりの主体的な学びを支えるための一つの形として推進していきたいと考えています。

今後、子どもたちは、前例のない予測不可能な時代を生きていきます。一人ひとりが自ら判断し対応できる力や、周りの人たちと協働して課題解決を図っていく力が必要です。そのため、時代の変化とともに変えていく必要があるものは、スピード感をもって取り入れつつ、時代を超えて大切にしなければならないものは、その意義を確かめ継承するなど、教育における「不易」と「流行」を見極めながら、松阪市の子どもたちの教育を真摯に進めてまいります。

結びになりますが、本教育ビジョンを策定するに当たり、多大なご尽力を賜りました竹内 一 委員長をはじめとする、「松阪市教育ビジョン検討委員会」委員の皆さま、ご意見をお寄せいただきました市民の方々に心からお礼申し上げます。

令和4年3月

松阪市教育委員会

教育長 中田 雅喜



目次

第1章 序論	
1 背景と目的	・・・ 1
2 位置づけ	・・・ 1
第2章 基本構想（松阪市教育大綱）	
1 基本理念	・・・ 2
2 基本方針	・・・ 3
3 全体構想	・・・ 3
第3章 教育施策	
1 施策体系	・・・ 6
2 施策内容	・・・ 8
<就学前教育>	
①幼児教育の推進	・・・ 9
②子育て支援の推進	・・・ 11
<確かな学力>	
③学力の育成	・・・ 13
④グローバル教育の推進	・・・ 15
<教育の情報化>	
⑤教育の情報化の推進	・・・ 17
<外国人児童生徒教育>	
⑥外国人児童生徒教育の推進	・・・ 19
<特別支援教育>	
⑦特別支援教育の推進	・・・ 21
<豊かな心>	
⑧道徳教育の推進	・・・ 23
⑨郷土教育の推進	・・・ 25
⑩人権教育の推進	・・・ 27
⑪キャリア教育の推進	・・・ 29
⑫環境教育の推進	・・・ 31

<安全安心な学びの場>	
⑬生徒指導の充実	・・・ 33
⑭安全教育の推進	・・・ 35
⑮防災教育の推進	・・・ 37
<健やかな体>	
⑯体力の向上	・・・ 39
⑰健康教育の推進	・・・ 41
⑱食育の推進	・・・ 43
<学びを支える学校>	
⑲地域とともにある学校づくりの推進	・・・ 45
⑳教職員が働きやすい環境づくり	・・・ 47
<教職員の資質向上>	
㉑教職員研修の充実	・・・ 49
<学校施設の充実>	
㉒学校施設の充実	・・・ 51
<社会教育>	
㉓生涯学習の推進	・・・ 53
㉔読書活動の推進	・・・ 55
㉕青少年健全育成の充実	・・・ 57
<スポーツの振興>	
㉖生涯スポーツの充実	・・・ 59
㉗スポーツ環境の整備	・・・ 61
<文化の継承と創造>	
㉘文化芸術の振興	・・・ 63
㉙文化財の保護	・・・ 65

第4章 資料

1 松阪市教育ビジョンの教育施策とSDGs (持続可能な開発目標)との関係	・・・ 67
2 松阪市教育ビジョン検討委員会委員名簿	・・・ 68
3 教育ビジョン策定の経過	・・・ 69

第1章 序論

1 背景と目的

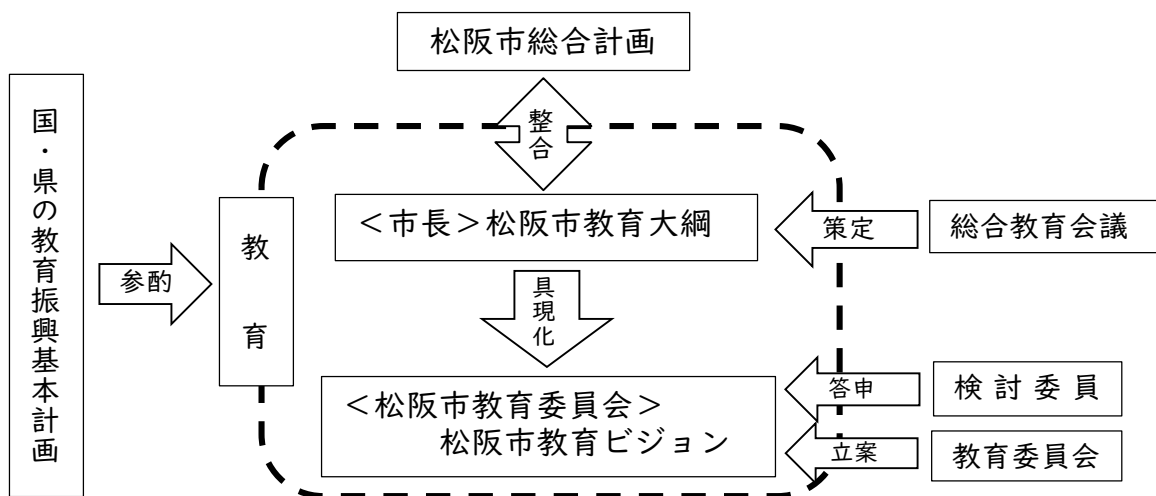
新型コロナウイルス感染症は、人々の生命や生活、価値観や行動、経済や文化など、社会全体に大きな影響を与えており、まさに「予測困難な時代」が到来しています。また、Society5.0時代に向けた動きやデジタル・トランスフォーメーションの潮流と相まって、従来の方程式では解が見つからない社会問題にどう取り組んでいくかという大きな問題も提起されています。

しかし、教育の分野においては、周りを取り巻く環境が変化しても、「人格の形成」や「個人の尊厳」など、普遍的な教育の使命や理念は変わることはありません。

そこで、これまで培ってきた松阪の教育を継承しつつ、新たな課題に対して取組内容等を見直し、これからの教育の方向性を明確にするよう、平成29年3月に策定した「松阪市教育ビジョン」（第Ⅱ期教育ビジョン）を見直し策定します。

2 位置づけ

この「松阪市教育ビジョン」は、「教育基本法（第17条第2項）」により、平成29年3月に策定した「第Ⅱ期教育ビジョン」を基に、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第1条の3）」により令和3年4月に策定した「松阪市教育大綱」を具現化するものとして策定します。



第Ⅰ期教育ビジョン 平成19年12月策定
第Ⅱ期教育ビジョン 平成29年3月策定

第2章 基本構想（松阪市教育大綱）

Ⅰ 基本理念

松阪市の教育は、次の「基本理念」に基づいて進めていきます。

【基本理念】

「夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり」

今、社会が急激に変化する「予測困難な時代」であり、新型コロナウイルス感染症により一層先行き不透明な世の中を生きる子どもたちは、答えのない問いにどう立ち向かうのかが問われています。目の前の事象から解決すべき課題を見出し、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、納得解を生み出すことのできる資質や能力などが求められています。

また、近年、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成等の基礎を培う重要な役割を担っているとの研究結果が報告されるなど、就学前教育の重要性に関わる認識が高まっており、幼児教育の一層の充実とともに、保護者が子育ての喜びや生きがいを実感できるよう、子育て支援の充実を図る必要があります。

さらに、小中学校においては、1人1台端末が整備され、ICTを日常的に活用することにより、学習の状況を把握し、自ら見通しを立てたり、新たな学習方法を見出したり、自ら学び直しや発展的な学習を行いやすくなったりする等の教育効果が期待されています。

このような社会変化の激しい時代を生き抜く子どもたちには、未来を切り拓く力が必要不可欠です。そこで、これまでも大切にしてきた「夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり」を教育大綱の基本理念に位置づけ、松阪市の教育行政の指針とします。

2 基本方針

「1 基本理念」に基づき、次の「基本方針」により、家庭や地域、学校が協働し、本市の未来を担う子どもたちを育てることをめざします。

【基本方針】

- 1 一人ひとりの個性を大切にし、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます
- 2 ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます
- 3 夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できる教育環境の整備をめざします
- 4 スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます

3 全体構想

「2 基本方針」に基づき、次の「施策」を位置づけます。

基本方針1

一人ひとりの個性を大切にし、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます

<就学前教育>

人格形成の基礎を培う上で極めて重要な幼児教育の一層の充実を図るため、保幼小をはじめとした連携を定着化させ、小学校以降の教育との円滑な接続に向けて取り組みます。また、安心して子育てできる環境づくりに努め、家庭における子育て・親育ちへの支援に取り組みます。

<確かな学力>

主体的・対話的で深い学びを通して、自ら課題を見つけ解決していく確かな学力を育むとともに、グローバルに活躍し、世界とつながるコミュニケーション能力の育成に取り組みます。

<教育の情報化>

新たなICT環境や先端技術を最大限活用することにより、個別最適な学びや協働的な学びを支援するとともに、変化の激しい社会で自分らしい生き方を実現するために必要な情報活用能力など、学習の基盤となる資質や能力を育みます。

<外国人児童生徒教育>

日本語指導を必要とする外国人児童生徒の日本語習得や学校生活への適応を支援するとともに、全ての子どもたちが互いの違いを認め合い、共に生きる多文化共生教育を進めます。

<特別支援教育>

特別な支援を必要とする子どもたちの自立と社会参加に向け、一人ひとりの個性や特性を把握し、その持てる力や可能性を伸ばし、生活や学習上の困難を克服するため、適切な指導と必要な支援を行います。

基本方針2

ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

松阪の伝統や文化、自然などに触れる機会を通して、ふるさとを愛し、ふるさとを誇りに思う教育を進めるとともに、命の大切さを学び、互いの人権や価値観、多様性を尊重する意識と感覚をもった子どもの育成に取り組みます。

<安全安心な学びの場>

子どもたちが安心して通え、楽しく過ごすことができる居場所としての学校づくりに取り組むとともに、危機回避能力を育成し、適切に対応できる安全教育を進めます。

<健やかな体>

生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力づくりをめざし、規則正しい生活習慣の定着や、運動能力と体力の向上を図るとともに、家庭と連携した食育を進めます。また、新型コロナウイルス等の感染症を正しく理解し、感染を避ける行動をとることのできる子どもの育成に取り組みます。

基本方針 3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できる教育環境の整備をめざします

<学びを支える学校>

子どもたちが地域の中で豊かに学び、成長できるよう、学校・家庭・地域が連携・協働した地域とともにある学校づくりを進め、子どもたちを守り育てる教育環境の充実を図ります。また、教職員の業務改善を進め、子どもたちと向き合う時間を確保しながら、効果的な教育活動ができる職場環境の整備に努めます。

<教職員の資質向上>

専門性や実践的指導力などを育成する研修の場を提供し、幅広い知識や視野をもち、子どもの豊かな成長を支える教職員の資質能力の向上を図ります。

<学校施設の充実>

次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、ICT環境やバリアフリー化等の施設整備を推進します。

基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます

<社会教育>

市民が生涯にわたり、多様な学習活動を行うことができるよう、自主的、自発的な学習活動を支援するとともに、学習機会の提供、学習の成果を活かす場や機会の充実に努めます。また、青少年の健全な育成のため、子どもの放課後の居場所づくりや地域や行政が一体となった活動の支援を行います。

<スポーツの振興>

健康で心豊かに暮らすため、「する」楽しみ、「観る」感動、「支える」喜びを感じる活動を通して、スポーツやレクリエーション活動に親しむ機会を整備し、スポーツと連動したまちづくりを進めます。

<文化の継承と創造>

地域に根ざした文化・芸術活動を促進するとともに、地域で大切に育まれてきた伝統文化の継承と文化財の保存・活用に努めます。

第3章 教育施策

Ⅰ 施策体系

第2章「3 全体構想」に基づき、次の「教育施策」を位置づけます。

基本方針Ⅰ

<就学前教育>

- ①幼児教育の推進 ②子育て支援の推進

<確かな学力>

- ③学力の育成 ④グローバル教育の推進

<教育の情報化>

- ⑤教育の情報化の推進

<外国人児童生徒教育>

- ⑥外国人児童生徒教育の推進

<特別支援教育>

- ⑦特別支援教育の推進

基本方針Ⅱ

<豊かな心>

- ⑧道徳教育の推進 ⑨郷土教育の推進 ⑩人権教育の推進
⑪キャリア教育の推進 ⑫環境教育の推進

<安全安心な学びの場>

- ⑬生徒指導の充実 ⑭安全教育の推進 ⑮防災教育の推進

<健やかな体>

- ⑯体力の向上 ⑰健康教育の推進 ⑱食育の推進

基本方針 3

<学びを支える学校>

- ⑱地域とともにある学校づくりの推進
- ⑳教職員が働きやすい環境づくり

<教職員の資質向上>

- ㉑教職員研修の充実

<学校施設の充実>

- ㉒学校施設の充実

基本方針 4

<社会教育>

- ㉓生涯学習の推進
- ㉔読書活動の推進
- ㉕青少年健全育成の充実

<スポーツの振興>

- ㉖生涯スポーツの充実
- ㉗スポーツ環境の整備

<文化の継承と創造>

- ㉘文化芸術の振興
- ㉙文化財の保護

2 施策内容

それぞれの「教育施策」については、次のように具体的に進めます。

※ 教育施策シートの説明

基本方針

<施策名>

○ 教育施策名

担当課：この教育施策を主に担当する課名

現状と課題

<この教育施策に関して、現在の状況と今後改善すべき課題を記しています>

今後の方向性

<この教育施策に関して、今後の方向性を記しています>

取組内容

<今後の方向性に基づき、課題解決に向けて具体的に進めていく取組を記しています>

評価指標

	評価する際の指標	現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	<今後の方向性について、数値的に評価する際に参考となる指標を記しています> 【活動指標】	現在把握している最新の値	概ね4年後に目標とする値
成果	<今後の方向性について、数値的に評価する際に参考となる指標を記しています> 【成果指標】	現在把握している最新の値	概ね4年後に目標とする値

達成をめざすSDGs

<この教育施策が達成をめざすSDGsの目標を記しています>

※○ 文中の分かりにくい用語や内容について、説明しています。

基本方針 Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます

<就学前教育>

Ⅰ 幼児教育の推進

担当課：こども未来課

現状と課題

少子化の進行や家庭・地域を取り巻く状況の変化が複合的に絡み合い、子どもどうして遊ぶ機会や生活体験が以前にも増して不足しています。幼稚園・保育園・認定こども園の幼児教育施設は、生涯にわたる人格形成や非認知能力の基礎を培う極めて重要な役割を担う施設として、計画的に環境を構成し、遊びを中心としたさまざまな体験を通じて、小学校以降の教育の基盤としての幼児教育の質の向上に一層取り組んでいく必要があります。

また、小学校以降の教育を見据えた資質・能力を育む教育・保育、就学前から小学校への円滑な接続が求められている中、保幼こ（横のつながり）で連携し、環境を通して行う幼児期にふさわしい生活の展開をしていくとともに、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用して、保幼こ小中連携（縦のつながり）に取り組んでいく必要があります。

今後の方向性

各園の特色を生かした教育課程を基に、計画的に環境を構成し、子どもたちが遊びを中心としたさまざまな体験を通じて、興味・関心、自分の気持ちを伝える力、主体性、規範意識等、学びの芽生えを育む教育活動に取り組みます。

そして、小学校との保幼こ小連携（縦の連携）に取り組み、幼児期の経験や活動が小学校の生活や学びにつながったり、小学校の学びが幼児期の経験や活動を踏まえたものになったりすることで、必要な資質・能力が、子どもたちの発達段階に応じて切れ目なく体系的に育まれることをめざします。

また、地域の人材や教育的資源を生かした教育活動を充実させ、地域とともにある園づくりを推進します。

取組内容

- ・地域性を生かし、自然やさまざまな人々、多様な文化に触れる体験を通して、子どもたち一人ひとりに「生きる力」の基礎を育む教育活動に取り組みます。
- ・学校支援ボランティアの協力を得るなど、絵本や紙芝居の読み聞かせ活動などを通じ、豊かな言葉に触れる機会を充実させます。
- ・「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」を活用するなどして、子どもの望ましい生活習慣を確立し、学習に向かう基礎を築きます。

- ・近隣の幼稚園や保育園、認定こども園、小学校との交流をもち、保幼小連携や保幼小連携を進めるとともに、小学校への円滑な接続に努めます。
- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を基にし、「三重県保幼小の円滑な接続のための手引き」等を活用して研修を深め、「アプローチカリキュラム」※1や「スタートカリキュラム」※2作成に向けて取り組みます。
- ・「学校評価システム構築モデル」に基づいた幼稚園評価※3や保護者アンケート等を行い、社会の変化に柔軟に対応しながら、特色をもった園運営を推進します。
- ・就学前教育を取り巻く状況から、「松阪市立幼稚園・保育園あり方基本方針（平成29年3月）」を見直して幼稚園・保育園・認定こども園の再編等について検討し、学びやすく生活しやすい園の規模や学級の人数、教職員や幼稚園生活アシスタント等の適正配置に努めます。
- ・園児・保護者の支援や教育活動の質の向上を図るため、研修体制の充実や園務の効率化をめざして、ICT教育機器の整備・維持管理に努めます。
- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症等への正しい理解と、感染者、濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等への偏見や差別を許さない態度を養います。
- ・園生活や行事などを見直し、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を講じたうえで、家庭や地域の理解を得ながら教育活動の工夫に努めます。

評価指標

	評価する際の指標	現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・すべての幼稚園・保育園・認定こども園で、地域の自然や地域の人との触れ合い、多様な文化に触れる機会をもった総数	283回	300回
成果	・幼稚園評価や保護者アンケートなどにおいて、幼児教育に理解を示す回答をしている保護者の割合 ※幼稚園評価やアンケートで「そう思う」以上の回答をした割合	82%	90%

【参考】令和3年度 幼稚園18園、保育園18園、認定こども園3園

達成をめざすSDGs



- ※1 『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』を手掛かりにしながら、幼児期にふさわしい生活を通して、この時期ならではの資質、能力を育み、小学校での生活や学びにつながるよう工夫された5歳児後半のカリキュラム
- ※2 小学校に入学した児童が、幼児期の教育における遊びや生活を基礎として主体的に自己を発揮しながら、学びに向かうことが可能となるように考えた小学1年生前半のカリキュラム
- ※3 学校・園が、自らの教育活動や学校運営について、めざすべき目標を設定し、その達成状況を検証することによって、組織的かつ継続的に学校・園の教育力を高めていくための取組

基本方針 Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます

<就学前教育>

2 子育て支援の推進

担当課：こども未来課

現状と課題

核家族化、少子化、共働き世帯の増加、地域社会とのつながりの希薄化など、子育て環境の変化を背景に、いろいろな困難を抱えた家庭が増加している現状があり、子育てに関するニーズも多様化しています。

そんな中で、子育てに対する保護者の負担感や孤立感の増大による児童虐待、子どもの貧困などの問題が顕在化しています。こうした状況の中で、地域の幼児教育の中心である幼稚園・保育園・認定こども園が、その専門性やノウハウを生かし、保護者が子育ての喜びや生きがいを感じていけるよう、未就園児教室や育児相談などを進めていくことが大切になってきています。

就学前の子どもたちどの子にも平等に健やかな育ちを保障していくには、子どもたちや子育て家庭が置かれた個々の状況を適切に把握し、さまざまな専門機関や地域と協働しながら、切れ目なく多様な子育て支援を充実させていかなければならないと考えています。

今後の方向性

自分の子育てに自信がもてなかったり、子どもの育ちに焦りを感じていたりする保護者に対し、悩みや不安を受けとめ、話しやすくなるような雰囲気づくりや声掛けを心がけ、保護者の安心感を醸成していきます。

また、保護者の就労形態の多様化により、保育時間を延長する必要がある園児に対し、預かり保育を実施することで、すべての子どもに安心してゆったり過ごせる場所と時間を確保します。さらに、ひとり親家庭、貧困家庭、外国籍家庭、障がいのある子どものいる家庭など、特別な支援を必要とする家庭については、専門機関、関係機関等と積極的な連携をとりながら支援を行います。

取組内容

- ・幼稚園等の保育参加、学級懇談会、保護者会などを通じ、子育て中の保護者どうしがつながり、子育てについて考え合ったり学び合ったりする機会を充実させていきます。

- ・日々の保育の記録などを写真や動画などに残して可視化し、わかりやすく保護者に伝えていくことで、園での教育や保育の過程、子どもの発達状況を保護者と共有し、園や保育者に対する理解を深めることに繋げていきます。
- ・子育てに不安や悩みをもち、孤立しがちな未就園児の保護者に対し、安心して子育てができるよう、未就園児教室などを通し、子育てを楽しいと感じ、保護者どうしがつながりをもてるようにしていきます。また、保護者にとって幼稚園・保育園・認定こども園が相談しやすい場となるように取り組みます。
- ・ひとり親家庭、貧困家庭、支援を必要とする障がいのある子どものいる家庭などが、子育ての悩みや不安などについて子どもの通う幼稚園等に気軽に相談できるよう今後も努めるとともに、専門的な立場からのアドバイス等ができる関係機関と繋いでいきます。
- ・保護者の就労形態の多様化により、預かり保育を実施する幼稚園において、預かり保育の保育内容の充実に努めます。
- ・学校支援ボランティアの活用などを通して、地域住民に子育てに関わっていただく機会を増やし、地域の中で安心して子育てができるようにしていきます。
- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策のため、幼児の健康状態の把握や心のケアなど、家庭における幼児の心身の健全な発達に向けた必要な支援をしていきます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・すべての幼稚園・保育園・認定こども園で、親子で触れ合う機会や行事を設けた総数	100回	120回
成果	・幼稚園評価や保護者アンケートなどにおいて、幼稚園・保育園・認定こども園が子育て相談しやすい場所になっていると回答した保護者の割合 ※幼稚園評価やアンケートで「そう思う」以上の回答をした割合	82%	90%

【参考】令和3年度 幼稚園18園、保育園18園、認定こども園3園

達成をめざすSDGs



基本方針 Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます

<確かな学力>

3 学力の育成

担当課：学校支援課

現状と課題

教育を取り巻く社会情勢は、人口減少や少子高齢化、社会のグローバル化、急速な技術革新に伴う超スマート社会（Society5.0）※1などが進む中で大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症は、人々の生命や生活、価値観や行動、さらには経済や文化など社会全体に広範かつ多面的な影響を与えており、まさに予測困難な時代が到来しています。

このような社会変化の激しい時代を生き抜くために、子どもたちには、予測できない変化に主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を発揮し、多様性と包括性のある持続可能な社会と幸福な人生の創り手となっていける「未来を切り拓く力」※2を育成することが求められています。

松阪市では、学校・家庭・地域が、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を共有し、それぞれの役割を果たすことで、子どもたちに「未来を切り拓く力」を育成するための体制づくりを進めてきました。また、コロナ禍における学習保障やGIGAスクール構想※3に係る教育活動の創造なども含め、改訂された学習指導要領の実施に向けて、多岐にわたる取組を進めているところです。

今後の方向性

子どもたちに「未来を切り拓く力」を育成するため、学習者主体の視点を今まで以上に重視し、学習の基盤となる資質・能力や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成を図っていきます。

そのため、各学校においては、教育内容等を横断的な視点で組み立て、必要な人的又は物的な体制を確保し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を進めるとともに、教育課程の実施状況を評価し、改善を図ることができるよう取組を進めます。

※1 必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き活きと快適に暮らすことのできる社会

※2 学習指導要領改訂に向けて中央教育審議会答申で示された「主体的に判断できる力」「多様な人々と協働していくことができる力」「新たな価値を創造する力・新たな問題を発見し解決できる力」のこと

※3 1人1台端末及び高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備するとともに、並行してクラウド活用推進、ICT機器の整備調達体制の構築、利活用優良事例の普及、利活用のPDCAサイクル徹底等を進めることで、多様な子どもたちを誰一人取り残すことのない、公正に個別最適化された学びを全国の学校現場で持続的に実現させる構想

取組内容

- ・モデル校区の指定や、学識経験者・教職員等で構成する学力向上のためのワーキンググループの設置など、子ども自ら課題を発見し、各教科等の見方・考え方を働かせ、思考・判断・表現するなど、課題を解決する過程を重視した教育活動の研究・実践を行い、主体的・対話的で深い学びの創造を進めます。
- ・教育課程に基づき組織的かつ計画的に教育活動の質を向上させる「カリキュラム・マネジメント」※4の充実に努めます。
- ・松阪市学力向上推進協議会を設置し、学校・家庭・地域が一体となり、子どもたちに「未来を切り拓く力」を育成する体制づくりの構築を進めます。
- ・1人1台端末や先端技術を活用しつつ、子ども自ら伸長や課題を把握し、自分に合った学習の進め方を考えることができるよう、客観的な学力調査を実施します。
- ・言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特質を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を進めます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・教職員の指導力や授業力の向上をめざした校内研修会において、指導主事を活用した回数	204 回	220 回
成果	・標準学力調査における標準スコア※5の平均値	小 49.1 中 49.4 (R3)	小 50.0 中 50.3

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざす SDGs



※4 学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくこと

※5 偏差値。各教科における全国平均値を50としたときの換算値

基本方針 Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます

<確かな学力>

4 グローバル教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

経済、産業、社会、文化等のさまざまな分野においてグローバル化が急速に進展する中、子どもたちが国際的な視野をもち、生涯にわたるさまざまな場面で世界とつながるとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協調していく力の育成が求められています。

小学校では、令和2年度から第3・4学年で外国語活動、第5・6学年で外国語科が実施されています。小中学校における外国語教育の目標や内容を円滑に接続するなど、継続的・系統的な英語教育の充実と教職員の指導力向上に向けた取組を進める必要があります。

また、社会生活や日常生活の生涯にわたるさまざまな場面において、英語でコミュニケーションを行う機会が増えることが予想されるため、子どもたちが日常的に英語に触れたり、英語で自分の考えや思いなどを表現し、伝え合ったりする機会を充実させる必要があります。よりよく意思疎通を図るためには、自分の英語コミュニケーション能力を把握し、向上できるようにしていくことも必要です。

さらに、子どもたちが互いの文化の違いを認め合い、さまざまな国や地域の人たちと共生しながら社会を創っていく力の育成が求められています。松阪市では、外国語指導助手（以下「ALT」という）や英語に堪能な地域人材である小学校英語指導助手（以下「EST」という）を各校に派遣しています。日常的に異文化理解を進めていくためには、学校内外において多様な人々と触れあい、交流していくことも必要です。

今後の方向性

子どもたちに、グローバルに活躍し世界とつながるコミュニケーション能力を育成するため、さまざまな国や地域の人たちと実際に英語を用いてコミュニケーションを行う機会の充実を図ります。

また、自分の英語力を客観的に捉え、生涯にわたって自律的に学習を進められる力を育成します。

取組内容

- ・ALT 及び EST を全小中学校（EST は小学校のみ）に派遣し、子どもたちが週 1 回以上、ALT または EST とコミュニケーションを行うことができるようにします。
- ・小中学校においては、ICT を活用して海外と交流するなど、さまざまな人々とコミュニケーションを図り、互いの文化の違いを認め合う力を育成します。
- ・中学校区別に学習到達目標（CAN-DO リスト）※1 を作成し、指導と評価に活用します。また、子どもたちが見通しをもって、生涯にわたり自律的に学習を進められる力を育成します。
- ・中学校においては、外部検定試験を実施し、子どもたちが客観的に自分の英語力を把握することができるようにします。また、教職員のエビデンスに基づく指導改善につなげ、効果的な指導方法の確立を図ります。
- ・研修会や指導主事の学校訪問等を通じて、教職員の英語運用力・実践的指導力の向上を図ります。
- ・松阪 English Camp については、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を行いながら開催し、郷土の伝統や文化等について学び、発信する機会を充実させます。また、ICT を活用するなどして、郷土松阪の魅力を海外に発信します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・ ICT を活用して海外と交流した小中学校の割合	6.4%	30%
成果	・ 中学校卒業段階で英検 3 級以上相当の英語力を習得した生徒の割合	41.4% (R1)	60%

【参考】令和 3 年度 小学校 36 校、中学校 11 校

達成をめざす SDGs



※1 「聞くこと」「読むこと」「話すこと（やり取り）」「話すこと（発表）」「書くこと」の 5 つの領域ごとに、児童生徒に身に付けさせたい力を、主に、「～することができる」の形で記した能力記述文を一覧表にしたもの

基本方針 Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます

<教育の情報化>

5 教育の情報化の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

今日の社会は、生活のあらゆる場面で ICT が活用されています。人工知能(AI)、ビッグデータ※1、IoT(Internet of Things) ※2等の先端技術が産業や社会生活に取り入れられ、社会の在り方そのものが劇的に変わる超スマート社会 (Society5.0) ※3の到来が予想されています。

子どもたちには、情報活用能力をはじめ、言語能力や数学的思考力など、子どもたちがこれからの時代を生きていく上で基盤となる資質・能力の育成を図ることが重要です。そのためには ICT を活用しながら、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する「個別最適な学び」と、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす「協働的な学び」の一体的な充実が求められています。

松阪市では、GIGA スクール構想※4による1人1台端末と高速通信ネットワークの整備を進め、令和2年度中にすべての小中学校の整備は完了し、令和3年度より各校で実践が始まっています。三雲中学校においては、平成23年度より、先行的に1人1台端末を活用し、ICTの利活用と協働的な学びについて実践検証を行っており、その知見は市内の小中学校での活用に生かされています。

新型コロナウイルス感染症が収束したポストコロナの世界は、新たな世界、いわゆる「ニューノーマル」※5へと移行するとの見方が強まっています。教育においても、災害や感染症発生等による臨時休業等の緊急時に、オンラインを活用した指導やつながりの維持など、教育活動の継続が求められています。このように、すべての子どもたちの学びが保障されるよう、「ニューノーマル」の視点に立ち、教育の情報化「まさかモデル」を構築するとともに、新たな学びを実現していく必要があります。

今後の方向性

新たな ICT 環境や先端技術を最大限活用することにより、個別最適な学びや協働的な学びを支援するとともに、変化の激しい社会で自分らしい生き方を実現するために必要な情報活用能力など、学習の基盤となる資質や能力を育みます。

また、児童生徒は ICT を「文房具」として自由な発想で主体的に活用していくことができるよう環境を整えます。

さらに、ICT の活用に当たっては、ICT を活用すること自体が目的化してしまわないよう留意し、教育効果を考えながら有効に活用していきます。

※1 従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群を意味する

※2 Internet of Things の略。「モノのインターネット」と訳される。すべてのモノがインターネットにつながることで、それぞれのモノから個別の情報を取得でき、その情報を元に最適な方法でそのモノを制御できる仕組みを意味する

※3、4 13ページの注釈参照

※5 「新しい常態」。新型コロナウイルス感染症などによって社会に大きな変化が起こり、変化が起こる以前とは同じ姿に戻ることができず、新たな常識が定着することを意味する

取組内容

- ・授業や家庭学習等において、ICT を効果的に活用して、基礎的・基本的な知識・技能等を習得し、自ら学習を調整しながら粘り強く学習に取り組む態度等を育成するとともに、課題発見・解決型の学習を進めます。
- ・情報モラル教育、情報セキュリティ教育等、情報を正しく理解し、発信する情報活用能力を育む情報教育を進めます。
- ・子どもたち一人ひとりの特性や学習進度等に応じ、指導方法・教材や学習時間等の柔軟な提供・設定を行うことなどの「指導の個別化」を実現します。
- ・基礎的・基本的な知識・技能等を土台として、子どもたちの興味・関心等に応じ、探究的な学習等、教師が子どもたち一人ひとりに応じた学習活動や学習課題に取り組む機会を提供し、子ども自身が学習を調整する「学習の個性化」を実現します。
- ・プログラミング的思考を育むプログラミング教育※6を充実します。
- ・ICT を活用する目的や方法による効果について、検証します。
- ・情報教育や校務の情報化、ICT を活用した教育実践を進めるため、教職員の研修を充実するとともに、ICT 支援員を派遣します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・学校への ICT 支援員の派遣回数	661 回 (R3 予定を含む)	800 回
成果	・1人1台タブレット等の ICT を活用して、学校と家庭をつなぐ活動を定期的に行った学校の割合	14.9% (R3 予定を含む)	100%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざす SDGs



※6 令和2年度から小学校で必修化されたプログラミング的思考を育てる教育のこと。プログラミング的思考とは、自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組合せが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号を、どのように組み合わせたらいいのか、記号の組合せをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力のこと

基本方針 Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます

<外国人児童生徒教育>

6 外国人児童生徒教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

平成31年4月に、出入国管理法及び難民法が改正されたことにより、将来的にさらなる外国人児童生徒の増加、国籍の多様化・多言語化が予想されます。

松阪市では、日本語指導が必要な外国人児童生徒が年々増加し、令和2年5月1日現在、市内公立小中学校に276人在籍しています。

このような状況の中、松阪市では、外国人児童生徒のための初期適応支援教室「いっぽ」※1や外国人幼児のための就学前支援教室「ふたば」※2を設置することにより、外国人児童生徒への適応支援、初期的な日本語指導の体制を整備してきました。これにより、初期段階での学校生活への不安は解消しつつあるものの、外国人児童生徒の中には、学習言語の理解に時間がかかることや家庭での学びの継続が難しいことなどから、教科の学習内容が定着しにくい実態があります。また、高等学校に進学した外国人生徒の中には、さまざまな事情により中途退学してしまう子どもも少なくありません。

外国人の子どもたちが共生社会の一員として、将来の松阪市を形成する大切な存在であることを前提に、義務教育段階での学力保障、進路保障の取組の充実、多文化共生教育の充実に加えて、就学前段階や高等学校段階、さらには高等学校卒業後も見据えた体系的な指導・支援体制の構築が求められています。

今後の方向性

外国につながるすべての子どもたちが、安心して学校生活を送り、自分の進路に向けて意欲的に取り組めるよう、さらに日本語指導や適応支援の体制を整備します。また、幼稚園、保育園、認定こども園、高等学校等と連携し、進路学力保障に向け、体系的な支援体制の構築を図ります。さらに、すべての子どもたちが互いの違いを認め合えるよう多文化共生教育を推進します。

※1 初来日する外国にルーツのある就学年齢の子どもを対象にした教室。ひらがな、カタカナ、小学校低学年の漢字の読み書きや日本語のコミュニケーションなど、初期の学校生活への適応支援を行う

※2 小学校入学前の外国にルーツのある子どもを対象とした集中的な初期日本語学習等を行う教室。また、同時に保護者へ日本の学校生活についての情報発信等も行う

取組内容

- ・母語スタッフ（通訳）を日本語指導が必要な外国人児童生徒が在籍する小中学校に効果的に配置し、外国人児童生徒の学習面や生活面の適応支援の充実を図ります。
- ・進路ガイダンス等を開催し、外国人児童生徒、保護者に高校進学に関する適切な情報提供や相談を行います。
- ・国際教室、在籍学級等において ICT を活用した学習支援を行うことで、外国人児童生徒の日本語学習、教科学習への参加意欲を高め、学力向上につなげていきます。
- ・日本語指導、JSL カリキュラム※3を生かした授業づくり等の研修会を行い、教職員の実践的指導力の向上をめざします。
- ・戸別訪問を通して外国人の子どもの就学実態調査を行い、個々の就学状況、教育環境を正確に掴み、具体的な教育支援につなげていきます。
- ・すべての小中学校で多文化共生教育を進め、互いの文化を尊重し合い、さまざまな課題に対して協働していくことのできる環境を構築していきます。
- ・幼稚園、保育園、認定こども園、高等学校等と連携し、外国人児童生徒の学力保障・進路保障の取組を推進していきます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・外国人児童生徒教育に関わる指導力向上のための研修会等の回数	3回	8回
成果	・多文化共生の視点に立った人権学習に取り組む小中学校の割合	85.1%	100%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざす SDGs



※3 Japanese as a Second Language の略。日本語の力が不十分な児童生徒に対して学習活動に参加するための力を育てることをねらいとしたカリキュラムを用いた指導方法

基本方針 Ⅰ

一人ひとりの個性を大切に、意欲的に未来を切り拓く子どもを育てます

<特別支援教育>

7 特別支援教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

障がいのある子どもの学びの場においては、インクルーシブ教育システム※1を基盤に、それぞれの子どもが「学ぶ楽しさ」「分かる喜び」を実感しながら、充実した時間を過ごしつつ、「生きる力」を身に付けていけるかどうかという視点で、合理的配慮※2を含め、支援内容や支援体制の検討及び改善を進めていく必要があります。

子ども一人ひとりの教育的ニーズが多様化する中、松阪市でも、特別支援教育に関する理解や認識の高まり、障がい（発達障がいを含む）のある子どもの就学先決定の仕組みに関する制度の改正等により、特別支援学級の在籍者数が増加しています。

さらに、通常の学級において個別の配慮や支援が必要な子どもの数も増加傾向にあります。このことに伴い、子どもの障がいの状態や特性に応じた多様な学びの場の充実や、それぞれの子どもが抱える課題に適切に対応するための教職員の専門性の向上、専門家や関係機関等との効果的な連携がより重要になっています。

なお、松阪市では、通常の学級の特別な教育的ニーズのある子どもの学びの場である通級指導教室※3は、現在2つの小学校に4教室、中学校に1教室の設置にとどまっています。今後、通常の学級の子どもの特別な教育的ニーズに応えるために、通級指導教室の拡充を進める必要があります。

また、平成30年4月に開校した県立松阪あゆみ特別支援学校は、地域の専門性のある特別支援教育の場として保護者の期待も大きく、就学・進学する子どもが増えています。特別支援学校に在籍する子どもが、地域とのつながりを維持・継続できるよう、特別支援学校と協働し、居住地校交流の充実に取り組む必要があります。

今後の方向性

特別な支援を必要とする子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育が受けられるよう、特別支援教育に係る学びの場の充実を図ります。

また、就学前の早期から一貫した支援を行い、義務教育終了後の進路についても視野に入れた、途切れのない支援の取組を推進します。

※1 障がいのある子どもと障がいのない子どもが可能な限り共に学ぶ仕組みのこと

※2 障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うこと。障がいのある子どもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされるものであり、学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失したまたは過度の負担を課さないもの

※3 通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、各教科などの指導は主として通常の学級で行い、個々の障がいの状態に応じた特別の指導を行う場のこと

取組内容

- ・子ども一人ひとりのニーズを捉え、個に応じた支援の充実を図るため、特別支援教育コーディネーターを中心とする効果的な校内委員会の運営や、学校全体としての支援体制の整備を推進します。
- ・校内委員会における「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成状況を把握し、効果的かつ実効性のある計画の作成を進めます。
- ・通常の学級においても特別支援教育の視点を生かした指導方法の工夫や必要な支援の充実を図ります。また、通常の学級の子どもの特別な指導の場として、通級指導教室の拡充をめざします。
- ・途切れのない支援のために、進学や転学、進級時に「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」「パーソナルファイル」※4等を活用した引継ぎを確実にを行います。
- ・すべての教職員が専門的な知識を高め、適切な指導・支援が行えるよう研修等を実施します。
- ・学校や学級、個の支援を要する状況に応じて、学校生活アシスタントやメディカルサポートアシスタント※5の適切な配置を行います。
- ・特別支援学校に就学した児童生徒が居住地域とのつながりを維持できるよう、小中学校と特別支援学校が連携した居住地校交流を行います。
- ・県立松阪あゆみ特別支援学校や子ども発達総合支援センター（そだちの丘）、医療福祉機関等と連携をさらに進め、特別支援学校における地域支援や専門相談員・専門技師等による相談等も積極的に活用します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・特別な支援が必要な児童生徒の支援のために巡回相談※6を活用した回数	51回	70回
成果	・通常の学級で特別な支援を必要とする児童生徒の「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成した学校の割合	支援計画 71.9% 指導計画 82.1%	支援計画 100% 指導計画 100%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざすSDGs



※4 本人や保護者が必要な支援情報を記入して作成し、学校等の関係機関から提供を受けた情報（個別の教育支援計画、個別の指導計画等）を綴じ込んでいくファイル。学校と保護者が支援情報を共有するとともに、進路先等と支援情報を共有することで円滑かつ確実な引継ぎに活用する

※5 小中学校において医療的ケアを実施するために配置された看護師

※6 指導主事や専門相談員の巡回相談、特別支援学校教員の巡回相談

基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

8 道徳教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

今後、グローバル化が進展する中で、さまざまな文化や価値観を背景とする人々と相互に尊重し合いながら生きることや、科学技術の発展や社会・経済の変化の中で、人間の幸福と社会の発展の調和的な実現を図ることが一層重要な課題となってきます。

こうした課題に対応していくためには、一人ひとりが高い倫理観をもち、人としての生き方や社会の在り方について、多様な価値観の存在を認識しつつ、自ら感じ、考え、他者と協働しながらより良い方向をめざす資質・能力を備えることがこれまで以上に重要となってきます。

道徳教育を通じて育成される道徳性は、「豊かな心」だけでなく、「確かな学力」や「健やかな体」の基盤ともなり「生きる力」を育むために極めて重要なものであることから、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じて道徳教育を進めていく必要があります。

今後の方向性

未来を生きる子どもたちにとって必要とされる、生命を尊重する心、思いやりや社会性、倫理観、美しいものや自然に感動する心など、変わる事のない豊かな人間性を育む「心の教育」を進めていきます。

また、「学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要として、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養う」という道徳科の特質を生かした道徳の授業を計画的・発展的に行い、道徳教育の中心となる道徳科の授業の充実を図ります。

取組内容

- ・主たる教材を教科書とし、「私たちの道徳」や道徳の副教材等の活用をはじめ、社会奉仕体験活動や自然体験活動、地域の人々との触れ合いなどを通して、道徳教育の充実を図ります。

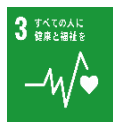
- ・考え、議論する道徳の時間の実現に向けて、対話や討論など言語活動を重視した指導、問題解決的な指導などを柔軟に取り入れた授業を計画し、子どもたちが興味をもって取り組むことができる授業展開の工夫を図ります。
- ・学校と家庭、地域が連携し、道徳の授業参観や体験活動等を行い、道徳教育の充実を図ります。
- ・道徳教育推進教師を中心に、学校が一体となり、「道徳教育年間計画」等に基づいた道徳教育に取り組めます。
- ・研修会や指導主事の学校訪問、三重県道徳アドバイザー等の外部講師による指導・助言等を通じて、教職員の指導力の向上を図ります。
- ・子どもたちが自己を見つめ、物事を多面的多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して道徳性を養うことができるよう、授業の充実を図ります。
- ・新型コロナウイルス感染症に関するあらゆる差別や偏見、誹謗中傷を許さない心情、態度、判断力を養う道徳教育を進めます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・学校関係者評価※1の項目の中に、道徳教育の推進を位置付け、道徳教育の方針や諸計画の改善に生かしている学校の割合	31.9%	100%
成果	・道徳の授業で、自分の考えを深めたり、学級やグループで話し合ったりする活動に取り組んでいると感じている児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	79.9% (R1)	90%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざす SDGs



※1 保護者、地域住民などにより構成された委員会等が、その学校の教育活動の観察や意見交換等を通じて、自己評価の結果について評価することを基本として行うもの

基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

9 郷土教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

松阪市には、先人たちが残してきた豊かな自然や文化、歴史遺産等が豊富にあり、本居宣長をはじめとする松阪市や我が国の発展に貢献してきた郷土の偉人も多く輩出しています。松阪市の文化と伝統に学ぶ教育活動を通して、郷土に誇りと愛着をもち、郷土の偉人たちが汗した営みを学ぶことで、自らの未来を切り拓いていこうとする子どもたちを育てています。

一方で、少子高齢化や大都市への人口集中などの社会環境の変化に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延により、人々の生活様式にさまざまな変化が見られます。また、グローバル化が進展し、社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化しています。

こうした背景の下、子どもたちの発達段階に応じて、ふるさとや松阪市について愛着や関心をもち、地域の活性化に寄与しようとする意欲や態度を育てていくことが求められています。また、互いの文化や生活の違いを認め合い、尊重しながら社会を創る意識と感覚を育むとともに、我が国や郷土のよさについて、誇りと自信をもって語り、発信することができる資質・能力の育成が必要です。

今後の方向性

郷土松阪への理解を深め、誇りと自信をもって郷土を語れる子どもを育成することは、子どもたちに豊かな心を育み、地域の活性化に寄与しようとする意欲につながります。地域教材を活用しながら、郷土松阪や地域社会について理解を深めるとともに、地域社会の一員としての自覚や、郷土に対する誇りと愛着を育みます。

また、コミュニティ・スクール※1と地域学校協働活動※2の一体的な取組により、地域の産業等に関する学習の充実及び地域で活躍する人々から学ぶ機会の拡充を図るなど、地域と連携した郷土教育を推進します。

※1 学校と保護者や地域住民等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める法律に基づいた仕組みのこと

※2 地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う活動

取組内容

- ・コミュニティ・スクールを推進し、学校・家庭・地域が一体となって郷土教育を行える体制をつくりまます。
- ・教職員を対象とした研修会等を開催することにより、社会科副読本「わたしたちの松阪市」や「郷土の偉人を知る」教材冊子を活用した郷土教育を推進します。また、関係施設と連携しながら、子どもたちの学びを深めていきます。
- ・郷土教育に係るゲストティーチャーリストを充実するとともに、学校が活用できる体制をつくり、さまざまな分野で活躍する人たちから学ぶ教育活動を推進します。
- ・総合的な学習の時間等において、身近な地域について学んだり、地域の抱える課題等について解決策を考えたりする地域学習を推進します。
- ・学んだ成果を、学校や家庭、地域に発信することはもとより、ICTを活用して他地域の人々と交流したり、情報を発信したりする活動を取り入れ、異文化交流を進めるとともに、我が国や郷土の魅力の再発見へとつなげます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・教育内容と教育活動に必要な地域の「人」「もの」「こと」を効果的に組み合わせた指導計画を作成している学校の割合	55%	74%
成果	・地域の行事に参加している児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 71.1% 中 54.4%	小 77% 中 65%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざすSDGs



基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

10 人権教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

人権教育は、すべての教育活動の中で行われるものであり、子どもたちに「自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動ができる力」を育み、人権文化を構築する主体者づくりをめざしています。松阪市では、人権教育の充実を図るため、「松阪市人権教育基本方針」を策定し、あらゆる差別の解消に向けて、各校で人権教育の取組を進めてきました。

しかしながら、コロナ禍において、県内でも新型コロナウイルス感染症罹患者やその関係者等に対する誹謗中傷や悪質な風評の拡散が見受けられ、既存の差別も深刻化しています。このような状況の中、子どもたちが人権についての理解と認識を深め、不確かな情報に惑わされず、差別的な言動に対して適切な行動がとれるよう取組を進めていく必要があります。さらには、学校・家庭・地域が連携し、中学校区を単位に、差別を許さない地域づくりの推進が求められています。

また、ここ数年で教職員の世代交代が進み、若手教職員が増加する中で、すべての教職員の確かな人権感覚と指導力がより一層求められています。

今後の方向性

市内すべての学校で、人権教育カリキュラムに基づき、組織的・系統的に人権教育の推進を図ります。

また、教職員が人権感覚を磨き、すべての教育活動を通して、子どもたちの中に、平和な世界を希求し、自他の人権を尊重し守る実践行動ができる力を育めるよう努めていきます。

さらに、学校、保護者、地域住民が一体となって、協働しながら、人権尊重の地域づくりに向けた取組を進めます。

取組内容

- ・一人ひとりの命や人権が尊重される学校づくりを推進するため、教職員の人権感覚の高揚や授業実践力を高めるための研修を支援します。
- ・人権教育を総合的・系統的に進めるために、すべての中学校区において、子どもの発達段階に応じた9年間の人権教育カリキュラムを作成します。
- ・子どもたちの生活にある不安や悩み、生活背景等を教師がつかみ、学級等を基盤とした教育活動を通して、子どもたちの間に「なかま」として認め合える関係を築き、差別をなくす行動ができる「なかま」づくりを推進します。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る差別や性的マイノリティ※1の人権、SNS等による誹謗中傷や人権侵害など、新たな人権課題について学習を進めます。
- ・中学校区人権教育推進協議会等を活用し、学校・家庭・地域が協働しながら子どもを中心に据えた人権フォーラム活動等を展開することで、子どもたちが地域社会を形成する主権者として、主体的に「人権尊重の地域づくり」に参画します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・9年間の人権教育カリキュラムを作成している中学校区の割合	18.2%	100%
成果	・「人が困っているとき、進んで助けている」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	88.4%	92%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざすSDGs



※1 性的少数者。からだの性とこころの性が一致しない人、性的指向が同性や両性に向いている人など、多様な性の中で、社会的には少数派となる人たちのこと

基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りを持ち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

Ⅱ キャリア教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

高度情報化の進展による超スマート社会（Society5.0）※1の実現や、グローバル化の一層の進展に伴い、社会や生活が大きく変化していく中で、子どもたちには、進歩し続ける技術を活用する力をつけるとともに、豊かな感性を育み、変容する社会に適応した新たな価値を創造できる人材を育成していく教育が求められています。

松阪市では、平成17年以降人口減少が続き、また、少子高齢化も進んでいます。人生100年時代の到来に伴い、主体的に学び、生き方や働き方について考えを深め、豊かな人生を自ら切り拓きながら、持続可能な社会の創り手となる人材の育成が求められています。

平成31年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙において、「地域や社会をよくするために何をすべきか考えることがある」と回答した児童生徒の割合（小学校54.9%、中学校41.5%）は、小中学生ともに平成29年度と比べ約10ポイント増加しており、生まれ育った地域について考え、自らの行動につなげようとする児童生徒が増えています。しかしながら、同項目については、中学生の回答が小学生よりも常に10ポイント程度低い状態が続いていることから、地域で生まれ育った子どもたちが、成長にともなって地域のよさを理解し、地域をよりよくしていこうとする思いを育むことができるよう、地域に根差したキャリア教育の推進が求められています。

今後の方向性

子どもたちが、社会人、職業人として自立していくために、自分自身の将来に可能性を抱き、自らが社会の創り手となっていく自覚と自主性を育むことが大切です。そのために、子どもたちが「働くこと」の意義を理解し、自らの夢や長所を社会の中の役割や職業につなげ、しっかりとした目標をもって意欲的に学習等に取り組めるよう、キャリア教育を進めていきます。

また、教育における地域創生の観点から、子どもたちが生まれ育った地域について理解し、愛着をもつことができるよう、地域住民や地域の人材・企業等の協力を得ながら、地域の特色を生かした教育活動を実施していきます。

さらに、1人1台端末を積極的に活用し、さまざまな人たちと交流したり、協働したりすることで、豊かな感性や変化の激しい時代を生き抜く力を育むキャリア教育を推進していきます。

※1 13ページ注釈参照

取組内容

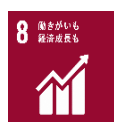
- ・目的意識をもって日々の学校生活に取り組む態度、主体的に自己の進路を選択できる能力や勤労観、職業観を育成します。
- ・自分の将来の夢や未来への希望について話し合う機会を計画的に設け、発達段階に応じた進路指導を系統的に行います。
- ・地元企業や地域で活躍する職業人等の協力を受けるとともに、家庭や地域、異校種の学校（園）と連携し、社会に開かれた教育活動を進めます。
- ・キャリア・パスポート※2を活用して、小学校からの継続したキャリア教育に取り組みます。
- ・子どもたちが社会に参画し貢献する意欲・態度を身につけることができるよう、地域貢献活動や、市民として社会に積極的に関わりその役割を果たすための資質・能力を育む教育に取り組みます。
- ・相手の考えや気持ち、立場などを想像し、積極的にコミュニケーションをとる能力や思いやりのある豊かな人間性を育成します。
- ・1人1台端末を効果的に活用した教育活動に努め、ICTを活用した情報の活用や表現、交流を通して、協働しながら意見や考えを深めることができる授業を実現します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・職場見学や職場体験、ジョブシャドウイング（しごと密着体験）を行っている学校の割合	小 44.4% 中 72.7%	小 80% 中 100%
成果	・「将来の夢や目標を持っている」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小 81.1% 中 70.9% (R1)	小 85% 中 75%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざすSDGs



※2 小学校から高校までのキャリア教育に係る諸活動について、特別活動を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見返したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（ファイル等に入れて保存していくもの）のこと

基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りを持ち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<豊かな心>

12 環境教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

二酸化炭素排出による地球温暖化、さまざまな化学物質による大気汚染、海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失など、重大な環境問題が地球規模で広がる中で、SDGs（持続可能な開発目標）※1に関わる動きや脱炭素型のライフスタイルへの変換等、「持続可能な社会」の実現に向けたさまざまな取組が進められています。

松阪市では、平成13年度より学校エコチャレンジに取り組み、学校環境ISO※2を取得するなど、子どもたちが主体となった環境教育を進めています。また、毎年6月5日の学校環境デーを中心に、各学校が創意工夫ある取組を実施しています。

そこで、「持続可能な社会」の担い手となる子どもたちが、人間と環境との関わりについて、グローバルな視野で理解や考えを深めるとともに、家庭生活や学校生活の中にある身近な環境問題に意識を向け、自らの行動に移していけるような実践力を培う環境教育へと充実させていく必要があります。

今後の方向性

子どもたちが将来にわたり、安定してこの地球で暮らし、豊かな自然と生活の営みを続けていくためには、環境問題を地球的な視野で捉えるとともに、自分の問題として考え、身近なところから取り組もうとすることが大切です。

また、SDGsなどの国際的な取組や、脱炭素社会や循環型社会、自然共生社会の実現といった国内の取組、そして個人の取組のそれぞれが協働していくことが必要です。

そのために、さまざまな教科等を通じて横断的に環境教育に取り組むとともに、地球環境問題に関わる国内外の動きに関心を持ち、学習活動や地域での体験活動に主体的に参加して、責任ある判断、行動ができる子どもたちを育てる環境教育を進めていきます。

※1 17の目標から構成され、2030年までに持続可能な社会を達成することをめざして、世界全体が経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むための普遍的な目標として、2015年に国連で掲げられた国際目標

※2 環境保全のため行動することを宣言し、そのための計画を教職員、児童生徒が立案し、それに基づく積極的な行動、点検、見直しを行うシステムを構築する小学校及び中学校が「学校環境ISO」として認定される

取組内容

- ・各学校において、それぞれの地域の特性を生かした環境教育に関する「全体計画」を作成します。
- ・子どもたちによる美化活動やボランティア活動等の自主的な活動を、家庭や地域、企業、団体等と連携して取り組みます。
- ・SDGsに関連する世界で起きている環境問題について、単に知識として得るだけでなく、自分の生活とのつながりに気づき、意識を高めることができるよう、体験活動等の充実を図ります。
- ・節水や節電、ゴミの削減、校内緑化等、自然環境と持続可能な社会の構築に配慮した学校(園)づくりを進めます。
- ・社会科や理科などの教科等の学びにおいて、環境保全について教科横断的に考えることで、自然愛護と人間の生き方についての学習を深めます。
- ・1人1台端末の教育環境を生かし、ペーパーレス化を進めていくなど、さまざまな環境課題に対し主体的に考え、学んでいける子どもたちを育成します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・環境教育の「全体計画」を作成し、系統的、計画的に実践している小中学校の割合	65.9% (R3)	100%
成果	・ごみの分別やリサイクルなど、身近な環境問題を意識して生活している児童生徒の割合 ※小学5年・中学2年の児童生徒を対象としたアンケートより	小 81.3% 中 87.0% (R3)	小 85.3% 中 91.0%

達成をめざす SDGs



基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<安全安心な学びの場>

13 生徒指導の充実

担当課：学校支援課

現状と課題

人工知能やビッグデータ等の先端技術の高度化、超スマート社会（Society5.0）※1の到来、新型コロナウイルス感染症の拡大等、社会の変化が急速に進むとともに、生活様式や子どもたちを取り巻く環境も大きく変化しています。複雑で、予測困難な時代において、子どもたち一人ひとりが、自分のよさや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊かな未来を切り拓いていく資質や能力を育成することが求められています。

近年、全国的にいじめを苦にした自殺等の事案が発生し、大きな社会問題となっています。いじめ問題の根本的な解消に向け、社会全体での対応が求められていることから、松阪市では、令和2年4月に「松阪市いじめ防止基本方針」を改定し取組を進めています。

また、松阪市では、小中学校における暴力行為は減少していますが、無気力や不安をはじめ、家族や友人との関係、学力不振等を要因とする不登校児童生徒数が増加傾向にあります。そこで、確かな学力や人間関係形成能力、集団適応能力を身につけるなど、子どもたち自らが課題を克服する力や社会性を育むための取組を進めています。

今後の方向性

子どもたちが、悩みや不安を一人で抱え込むことがないように、相談窓口の充実を進めるとともに、子どもたちの社会的自立をめざし、途切れない支援体制の構築に向けた取組を進めていきます。

また、子どもたち一人ひとりに寄り添った適切な指導や支援ができるよう、教職員の資質と指導力の向上を図ります。さらに、子どもたちの心身の健康や、安全で安心な生活環境が保たれるよう、学校・家庭・地域が連携した取組を進めていきます。

取組内容

- ・日頃の学校生活における見守りや家庭訪問、いじめアンケート調査や教育相談等から子どもたちの実態を把握し、いじめや不登校等の早期発見、早期対応、早期解消に向けた取組を進めていきます。

※1 13ページ注釈参照

- ・スクールカウンセラー※2やスクールソーシャルワーカー※3、NASS（不登校児童生徒支援員）やハートケア相談員※4など、相談体制や支援体制の充実を図るとともに、多様化、あるいは複雑化する子どもたちの相談や課題に対して、個に寄り添った対応や支援の実現に向け、関係機関と連携した取組を進めていきます。
- ・Q-U（学級満足度尺度調査）※5を活用し、子どもたち一人ひとりや学級の実態に則した指導・支援を行い、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた活動や望ましい学級づくりのための取組を進めていきます。
- ・ソーシャルスキルトレーニング※6等を取り入れ、人間関係形成能力やその場に適切な会話など、社会性を育むための取組を進めます。
- ・学校・家庭・地域が連携し、子どもたちがインターネットや SNS の利用に関わるルールやマナー等の情報モラルを身につけるための取組を進めていきます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・不登校児童生徒が、教職員以外の支援や指導を受けている割合 <small>※不登校児童生徒のうち、スクールカウンセラーや医療・福祉等の関係機関職員など、教職員以外の支援や指導を受けている割合</small>	小 35.1% 中 40.1%	小 55% 中 60%
成果	・Q-U（学級満足度尺度調査）において、自分の学級の状態に満足している児童生徒の割合	小 63.8% 中 61.7%	小 65% 中 65%

達成をめざす SDGs



- ※2 児童生徒の心の在り様と関わる様々な問題が生じていることから、児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、臨床心理士など、専門的な知識・経験を有する専門家を各中学校区に配置し活用している
- ※3 小中学校の要請により県教委から派遣され、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う
- ※4 教員等の資格を有する者、または、学校生活アシスタント等の経験がある者を中学校区に配置し、小中間の情報共有や、中1ギャップの未然防止・解消をはじめ、不登校やいじめ、暴力行為等により、心に悩みや不安を抱えている児童生徒の直接的な支援や相談業務を行う
- ※5 学校生活における児童生徒の満足感や意欲、学級集団の状態等を質問紙によって測定するもので、児童生徒や学級の状態の客観的・多面的な理解に活用でき、いじめや不登校、学級の荒れ等の未然防止に役立てることができる。また、教育活動や学級経営を検証したり、困難な状況にある学級に対する組織的な対応策を検討する客観的データとして活用したりすることもできる
- ※6 従前は家庭や地域の生活の中で自然と身につけてきた「人と関わる力」が育っていない子どもが増えている中で、対人関係の力を高めるトレーニング方法

基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<安全安心な学びの場>

14 安全教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

全国的に子どもたちが関わる交通事故や、子どもたちが被害者となる犯罪、不審者事案は依然として後を絶たず、交通環境の整備や子どもたちへの安全教育は非常に重要な役割を担っています。

松阪市における児童生徒の交通事故発生件数については、平成27年度からの5年間は増加傾向にありました。令和2年度は44件で、令和元年度の55件より減少したものの、厳しい状況が続いています。交差点内で、自転車と車が接触する事故が大半を占めており、交差点での左右確認や一旦停止の徹底を図るなど、交通安全教育を充実させる必要があります。

また、松阪市では、登下校時に子どもたちの安全を見守る地域ボランティアの登録者数は増えていますが、不審者事案が減少していない状況があります。学校と家庭、地域、関係機関との連携を深め、子どもたちを見守る体制を充実するとともに、子どもたちが「自分の命は自分で守る」ための危機予測・危機回避能力を身につける防犯教育が必要となっています。

今後の方向性

学校・園は、生活安全、交通安全などの安全教育を年間計画に位置付け、総合的かつ効果的に継続するとともに、子どもたちが主体的に行動できる能力や態度を育成します。子どもたちは、交通事故や不審者等の危険性について十分に理解し、日常的に危険予測や危機回避能力を身につける必要があります。

交通安全については、子どもたちが交通事故の被害者にも加害者にもならないよう、参加・体験・実践型の交通安全教室を実施するとともに、交通ルールやマナーについて、家庭と連携しながら指導に努めます。

不審者事案等については、子どもたちが犯罪被害に遭わないよう、家庭や地域、関係機関と連携し、子どもたちの安全を見守る人を増やすことで、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めていきます。また、子どもたちが正しい知識を身につけ、安全な行動について考え、的確に行動する態度を育成します。

取組内容

- ・学校・園や子どもたちを取り巻くさまざまな安全上の課題や実情、地域の特性に即した「安全計画」及び「危機管理マニュアル」を作成し、発達段階に応じた計画的・系統的な学習や訓練を行います。
- ・「交通安全に関する知識の習得」をめざし、日常の教育活動を通じ、保護者も含めた交通安全教育を実施します。また、「自他の生命の尊重」を基本理念に、保健体育領域や特別活動等の中で交通安全等の安全教育を実施します。
- ・交通安全教育指導員「とまとーず」や自動車学校の指導員による交通安全教室を開催し、交通マナーや交通ルールを学んだり、実際に自転車を使用し、安全な乗り方や自転車の点検の仕方等を体験的に学んだりする学習を行います。
- ・学校・園、家庭、地域、行政、警察等の関係機関が連携し、通学路の危険箇所を把握・改善する「松阪市通学路交通安全プログラム」を実施します。
- ・子どもたちが主体的に交通ルールやマナーを守り、事故防止に努めることができるよう、「交通安全推奨像制度」を継続実施する等、児童会や生徒会と連携し啓発活動を行います。
- ・子どもたちが安心して登下校できるよう、教職員、保護者、地域ボランティアの方々と協力して、子どもたちの安全を見守る取組を行います。
- ・不審者情報を学校、家庭、関係機関（警察・青少年センター・地域団体等）と共有・連携し、迅速な対応を図ることで、子どもたちの安全確保に取り組みます。
- ・地域に潜む危険性について、子どもたちが主体的に考える機会とするため、ICTを活用した安心安全マップを作成するなど、子どもたちの危機回避能力の育成に努めます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・安全教室や防犯教室を実施している学校の割合	小 86.1% 中 72.7%	小 100% 中 100%
成果	・登下校時における交通事故発生件数	小 8件 中 18件	小 0件 中 0件

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざす SDGs



基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<安全安心な学びの場>

15 防災教育の推進

担当課：学校支援課

現状と課題

全国的に集中豪雨や台風等による大きな被害が発生しており、加えて、「南海トラフ巨大地震」の発生リスクも高まっています。また、世界の平均気温は上昇し続け、地球温暖化による気候変動は、あらゆる自然災害の発生に影響を及ぼしています。

広い市域を有する松阪市では、地域によって想定すべき災害は異なります。そのため、各学校では、それぞれの地域に応じた「防災マニュアル」を策定し、避難訓練等を通じて把握した課題を克服するよう努めています。東日本大震災を教訓に、学校だけではなく、地域や家庭でも防災体制や防災教育を見直し、取組を進めてきました。実際に災害が発生した時、子どもたちの命を守ることができるよう、防災教育や体制・環境づくりの充実を進めていく必要があります。

また、災害等により臨時休業を行わなければならない場合は、ICTを積極的に活用し、家庭学習や教師によるきめ細やかな指導・状況把握により、子どもたちの学びの継続と学校との関係の維持を図っていく必要があります。

今後の方向性

防災教育では、自分を取り巻く地域や社会のあるべき姿について考え、災害が起こった時に、適切に対応できる能力を育成するとともに、自らが家庭や地域の一員としての自覚をもって行動できる態度を養います。

また、学校・園で指導していることを家庭や地域に知らせるなど、学校・園における防災教育を家庭・地域と連携を図ることも大切です。実際に災害が発生した場合の被害を可能な限り想定し、子どもたちや家族、地域住民を守るため、地域に根ざした防災訓練を進めるとともに、子どもたちが地域の支援者として自ら行動できる能力や態度を育成します。

さらに、災害等により臨時休業や子どもたちが登校できない場合においても、オンライン指導を通じた家庭学習で学びの継続をしたり、オンラインを活用して学校・教師・子どもどうしのつながりを維持したりするなど、ICTの効果的な活用を推進していきます。

取組内容

- ・地震、津波、高潮、局地的大雨等あらゆる状況を想定し、子どもたちの安全が確保されるよう、「安全計画」や「危機管理マニュアル」の作成・見直しを行います。
- ・家庭や地域、関係機関の協力を得ながら、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等において、防災教育を計画的・組織的に進めていきます。
- ・防災ノートや視聴覚教材等を活用し、実際に発生した自然災害から学ぶとともに、「おはしも」の指導など、発達段階や学年の理解度に応じた防災教育を進めます。
- ・幼稚園・保育園・認定こども園や小学校の避難訓練にあわせて、保護者や住民自治協議会、地域見守り活動をされている方と連携し、子どもたちの引渡し訓練を実施するなど、家庭・地域と協働した防災訓練を進めます。
- ・小中学校において、1人1台端末を活用し、社会科で消防署や消防施設のあり方などを学んだり、理科で自然災害の発生メカニズムを理解したりするなど、教科横断的に防災教育を進めていきます。
- ・地域や関係機関と連携し、防災タウンウォッチングや防災マップづくり等の体験型防災学習に取り組みます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・「体験型防災学習」を実施した学校の割合（地震体験車、煙体験、防災体験キット等）	小 63.9% 中 72.7%	小 100% 中 100%
成果	・災害が起こった時、自分の命を守る行動ができると考える児童生徒の割合 ※小学5年・中学2年の児童生徒を対象としたアンケートより	小 88.2% 中 81.6% (R3)	小 92.2% 中 85.6%

達成をめざす SDGs



基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りを持ち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<健やかな体>

16 体力の向上

担当課：学校教育課

現状と課題

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果等から、子どもたちの体力・運動能力は低下傾向にある状況や、活発に運動する子どもと運動をほとんどしない子どもと二極化している実態などが指摘されています。また、新型コロナウイルス感染症対策による運動制限からの体力・運動能力の低下も懸念されています。このような現状を踏まえ、基礎的な体力を高めるとともに、自ら運動をする意欲を培い、生涯にわたって運動に親しむ態度を養うことが大切となっています。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の分析において、松阪市の子どもたちは、全国と比べて中学校では平均値を越えていますが、小学校では下回る状況にあります。今後、このような現状に応じ、さまざまな運動のバランスについて配慮し、各種の運動が有する特性を理解した上で運動させるなど、指導の見直しを行っていく必要があります。

中学校の部活動においては、スポーツを通して、連帯感や責任感を育み、仲間と支え合うことの大切さを学び、社会的、身体的に健全に育成することをめざし取り組んでいます。しかしながら、教職員だけでは専門的な指導者を確保することができない状況や、部活動の指導が教職員の多忙化を招いているなどの状況があり、課題となっています。

今後の方向性

学校と家庭、地域が協働し、子どもたちの心身を健全に育成するため、学校におけるスポーツ活動を進めていきます。

取組内容

- ・発育や発達段階に応じた指導方法を研究し、遊びやスポーツとの出会いを大切にしながら、体力・運動能力の向上に努めます。

- ・ 体力テストの結果を継続的に記録し、子どもたちが自らの成長を確認するとともに、バランス良く体力が向上するよう取り組みます。
- ・ 子どもや教職員、保護者が、スポーツ傷害の予防や栄養指導等について学ぶことができるよう、スポーツ医・科学の専門家による研修会を行います。
- ・ スポーツに関わる多様なニーズに応えるために、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を進めながら、公的施設あるいは民間施設を利用した体育科の指導や部活動の運営を検討していきます。
- ・ 高等学校や社会スポーツ団体、総合型地域スポーツクラブ等、外部の指導者を活用するなど、開かれた部活動運営を進めます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R1) ※1	目標値 (R6)
活動	・ 体力テスト ※2 を全学年・全種目で実施した学校の割合	89.4%	97.8%
成果	・ 体力テストの総合評価が「A～C」の子どもの割合 ※3	73.6%	80%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

- ※1 令和2年度は、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」が実施されなかったため、令和元年度のデータを現状値とします。
- ※2 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」は、小学5年生、中学2年生が対象（三重県教育委員会「小学校体育・中学校保健体育等実態調査」）
- ※3 「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」における総合評価が、「A～E」の5段階のうち上位3段階である「A～C」の割合（スポーツ庁「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」）

達成をめざす SDGs



基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りを持ち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<健やかな体>

17 健康教育の推進

担当課：学校教育課

現状と課題

各学校(園)では、養護教諭等が中心となり学校保健委員会等において、子どもたちに健康的な生活習慣の確立や、健康課題の解決に向けた取組を進めています。また、松阪市では、平成27年4月に「松阪市歯と口腔の健康づくり推進条例」を施行し、生涯にわたる口腔の健康づくりを推進しています。

その一方で、子どもたちを取り巻く生活環境の変化に伴い、就寝時間など生活習慣が不規則となり、子どもたちの心身の健康に影響を及ぼしつつあります。そのため、自らの身体の成長にとって大切な食事や睡眠、運動、歯磨き等、健康的な生活習慣を確立することが求められています。

また、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用や性非行、ネットやスマホ依存、過度なダイエット、自傷行為等、子どもたちの心身の健康に影響をおよぼすさまざまな課題が生じています。さらに、年々増加しているアレルギー疾患、異常気象による熱中症、新型コロナウイルスをはじめとする感染症等、多様化する健康課題への対応や対策が求められています。このような課題に適切に対応するため、学校(園)において、家庭や関係機関等と連携をさらに深め、それぞれの役割分担を明確化した体制づくりが求められています。

今後の方向性

子どもたちが、生涯を通して充実した生活を送ることができるよう、心身の発達や健康状態等について理解し、健康の保持増進に努めるとともに、心身の健康問題に適切に対処できる自己管理能力を育成していきます。

取組内容

- ・「生活習慣・読書習慣チェックシート」を活用し、睡眠や食事、運動、ゲーム等、日々の生活習慣を点検し、健康的な生活習慣の確立に取り組みます。

- ・児童生徒が1人1台端末を活用するにあたっては、視力や姿勢、睡眠への影響など、児童生徒の健康に配慮した取組を進めます。
- ・生活習慣病、視力低下、う歯、食中毒、感染症、その他の疾病等の早期発見や早期治療、予防対策を行います。
- ・新型コロナウイルスをはじめとする様々な感染症について、性教育の指導の視点も踏まえて、正しく理解し、適切に判断や対応・対策ができる能力を育成するとともに、子どもたち一人ひとりに寄り添った取組を進めます。
- ・飲酒や喫煙、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用、性の問題行動等に関する教育について、外部指導者を活用するなど、計画的に取り組めます。
- ・アレルギー疾患への対応について、家庭や医療機関等と連携を密にして、教職員の共通理解を深めます。
- ・保健調査や健康診断の結果等から、子どもたちの健康状態と健康課題を把握し、保健学習や保健指導の資料として活用します。
- ・健康課題の解決に向けて、学校保健委員会が中心となり、健康教育の指導体制や心のケアを図るため相談体制を充実します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	<ul style="list-style-type: none"> ・学校医・学校歯科医・学校薬剤師と連携した学校保健委員会を開催している学校の割合 ※三重県教育委員会「学校保健委員会設置状況等調査」より 	小 61.1% 中 54.5%	小 72.2% 中 81.8%
成果	<ul style="list-style-type: none"> ・「毎日、同じくらいの時間に寝ている」と回答した児童生徒の割合 ※全国学力・学習状況調査で、「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合 	小 78.5% 中 78.5%	小 80% 中 83%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざすSDGs



基本方針 2

ふるさと・松阪に誇りをもち、豊かな心と自主性や社会性を備えた子どもを育てます

<健やかな体>

18 食育の推進

担当課：給食管理課、学校教育課

現状と課題

家庭生活や生活様式の多様化等に伴い、偏った栄養摂取、不規則な食事、朝食の欠食等、子どもたちの食生活にさまざまな課題がみられます。全国学力・学習状況調査において、「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合は、高くなってきている状況にはありますが、今後も家庭と連携し取組を進めていく必要があります。

また、食物アレルギーのある子どもたちは増加傾向にあり、学校給食において、安全性を最優先した適切な対応がより一層求められています。

さらに、食料生産者の努力を身近に感じ、感謝の気持ちを育むため、学校給食の地場産物の使用割合を増加させていく必要があります。

松阪市では、学校給食が食に関する生きた教材として活用されるよう、旬の地場産物を取り入れた「ちゃちゃもランチ」等の取組を進めています。また、各学校（園）では、食育担当教員や栄養教諭・学校栄養職員を中心に、「食に関する全体計画」の作成や指導体制の整備、教材や指導方法の研究等に取り組んでいます。このように、子どもたちが食に関する正しい知識と健全な食生活を実践できる資質・能力を身につけるよう、食育を進めています。

今後の方向性

子どもたちが夢をもち将来にわたって健康に生活していくため、その基礎となる体づくりには、食の自己管理能力や望ましい食習慣を身につけることが大切になります。

そのため、子どもたちに、栄養や食事のとり方等について、正しい知識に基づいて自ら判断し実践する力を養う食育を推進していきます。

また、朝食を摂ることの大切さを含め、望ましい食習慣については、家庭との連携のもと取組を進めていく必要があるため、給食だよりや保健だより等を通じて、児童生徒の実態を共有するなど、食についての啓発を進めていきます。

取組内容

- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症への対策を講じながら、望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう、学校教育全体で取り組み、子どもたちへの食に関する指導を充実するとともに、家庭への啓発を進めていきます。
- ・学校(園)や家庭、地域が連携して、新型コロナウイルスをはじめとする感染症の対策を行いながら、地域の食材を利用したさまざまな食に関するイベントを開催します。
- ・学校給食が食育の生きた教材として活用されるよう、魅力ある給食のあり方について検討します。
- ・学校給食における地場産物使用を大切にして、食料生産等に関わる人々の努力や「食」への感謝の気持ちを育む取組を進めます。
- ・食物アレルギーに係る安全性を最優先に、適切な対応ができるよう、関係職員対象に研修会を開催するとともに、保護者ときめ細やかな連携に努めます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・「三重の地物が一番！朝食メニューコンクール」に取り組んだ学校の割合 <small>※三重県教育委員会・三重県学校給食会主催</small>	小 8.3% 中 18.2%	小 19.4% 中 54.5%
成果	・「朝食を毎日食べている」と回答した児童生徒の割合 <small>※全国学力・学習状況調査で、「している」「どちらかといえばしている」と回答した児童生徒の割合</small>	小 91.9% 中 87.8%	小 96% 中 92%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざすSDGs



基本方針 3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できる教育環境の整備をめざします

<学びを支える学校>

19 地域とともにある学校づくりの推進

担当課：学校支援課

現状と課題

近年、地域社会のつながりや支え合いの希薄化等による地域社会の教育力低下や子どもたちの規範意識等に関する課題に加え、学校が抱える課題は複雑化・困難化している状況にあります。学校教育においては、「社会に開かれた教育課程」が重要な柱の一つとなっており、また、地域においては、学校と地域がパートナーとして連携・協働するための組織的・継続的な仕組みが不可欠となっています。

松阪市では、学校運営協議会※1の設置を通じて、学校と地域、家庭が協働し、地域ぐるみで子どもを育てる体制づくりを推進しています。また、「学校支援ボランティア」による登下校の見守りや学習支援等の地域学校協働活動※2を進め、コミュニティ・スクール※3と地域学校協働本部※4を両輪とした体制づくりを進めています。

各小中学校に向けてコミュニティ・スクールの趣旨や設置により期待される効果等の情報配信を積極的に行うとともに、教職員をはじめ保護者や地域住民等へ啓発を図っていくことが求められています。市内のすべての小中学校への学校運営協議会の設置を進め、学校・家庭・地域が一体となった教育活動が行える体制づくりを促進するとともに、災害や感染症等の発生により、学校の臨時休業等の緊急時においても、地域と家庭、学校が連携・協働できる施策を模索する必要があります。

今後の方向性

市内のすべての小中学校に学校運営協議会を設置し、学校という場を核とした連携・協働の取組を進め、保護者や地域住民等が教育の当事者となって学校運営に参画する体制づくりを推進します。

これまでに行われてきた学校支援地域本部※5をはじめとする保護者や地域住民等の活動を基盤として、地域学校協働本部への移行・整備を支援するとともに、学校・家庭・地域の連携・協働による取組が継続・発展するよう努めます。そして、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくり、大人も子どもも学び合い育ち合う教育体制の構築を図ります。

※1 法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。コミュニティ・スクール設置校に置かれる

※2、3 25ページの注釈参照

※4 地域学校協働活動を推進する体制のこと 25ページの注釈参照

※5 学校・家庭・地域の連携協力のもと、学校を支援するボランティア活動を組織的に行い、学校・家庭・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制のこと

取組内容

- ・教職員、保護者、地域住民等にコミュニティ・スクールの趣旨や設置により期待される効果について啓発したり、先進事例等を紹介したりします。
- ・教職員を対象にカリキュラム・マネジメントの充実に係る研修を進め、地域住民や企業などのさまざまな専門知識・能力をもった地域人材が学校運営へ参画できる体制づくりを推進します。
- ・各小中学校の管理職を対象に研修会等を実施することにより、教職員、保護者、地域住民等が協働できる体制づくりを推進し、地域とともにある学校づくりにつなげます。
- ・地域人材を活用した探究的な学習に係る取組を推進します。
- ・学んだ成果を学校や家庭、地域はもとより、ICTを活用して他地域の人々と交流したり、発信したりする取組を推進します。
- ・学校を核とした地域活動の企画・調整等を担うコーディネーターや運営協議会委員を対象に交流会や研修等を実施し、コーディネーターの資質向上及び各地域の先進事例の拡充に努めます。
- ・子どもたちの生活習慣の改善・向上を図るため、家庭や地域と連携し、正しい知識や望ましい生活リズムを身につける取組を進めます。
- ・家庭教育を支える必要性が高まっていることから、助言や指導を行うことのできる人材の育成に努めます。また、子育てに対する地域全体の意識の向上と支援の輪の拡大が進むよう支援します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・全小中学校で、コミュニティ・スクールに係る啓発活動や充実に係るための研修会を行った総回数	15回	20回
成果	・コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	51.1% (R3)	100%

【参考】令和3年度 小学校36校、中学校11校

達成をめざすSDGs



基本方針 3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できる教育環境の整備をめざします

<学びを支える学校>

20 教職員が働きやすい環境づくり

担当課：学校教育課

現状と課題

社会の変化に伴い、生徒指導上の課題や特別な支援を必要とする児童生徒、日本語指導が必要な外国人児童生徒が増加するなど、学校を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められています。

こうした中、学校現場において教職員は日々子どもたちと向き合い、献身的な努力を重ねているところですが、一方で教職員の長時間労働の実態が明らかとなり、このことは子どもたちの学びを支える教職員の心身の健康に少なからず影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる問題であると捉えています。

また、教職員のワークライフバランスやメンタルヘルスの観点から、学校における働きやすい職場づくりに向け、子育てや介護等の理解や支援を含めて教職員どうしが互いを認め合い、さまざまなハラスメントがなく協力し合える組織風土づくりを一層進める必要があります。

今後の方向性

教職員一人ひとりの心身の健康保持の実現と、誇りややりがいをもって職務に従事できる環境を整備することにより、子どもと向き合う時間を確保し、学校教育の質の維持向上を図ります。

取組内容

- ・地域学校協働活動※1を推進し、地域全体で子どもたちの学びの充実を図る体制を構築します。また、学校生活アシスタント、学校教育活動支援員、NASS（不登校児童生徒支援員）などの外部人材を確保し、複雑化・多様化した課題に組織的に取り組めるよう学校を支援します。

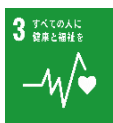
※1 25ページの注釈参照

- ・学校や教職員が担う業務の明確化・適正化を進めるとともに、調査・会議等の見直しや業務の簡素化・効率化に取り組みます。
- ・1人1台端末の効果的な活用など、校務等の効率化を図ります。
- ・すべての学校において、管理職のリーダーシップのもと、「定時退校日の設定」「会議時間の短縮」について取り組むことで、教職員一人ひとりが時間を意識した働き方の推進を図ります。
- ・夏季休業中および冬季休業中に、長期の休養期間の設定を働きかけます。
- ・部活動ガイドラインに基づき、活動時間の徹底や休養日の設定を行います。
- ・部活動指導員や外部指導員の活用を図ります。
- ・男性教職員の育児に関する諸制度の周知を図るなど、休暇を取得しやすい職場づくりを推進します。
- ・セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等のハラスメントのない職場づくりを推進します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・衛生委員会等において、教職員の健康の保持増進を図るための協議を年間2回以上開催した学校の割合	32%	74%
成果	・ストレスチェックにおける高ストレス判定者の割合	11.7%	9.7%

達成をめざす SDGs



基本方針 3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できる教育環境の整備をめざします

<教職員の資質向上>

21 教職員研修の充実

担当課：学校支援課

現状と課題

各学校(園)では、それぞれの特色ある教育目標の達成をめざした校(園)内研修会等を計画的に実施し、授業研究や教育実践を柱にした研修を進めています。また、自らの指導力の向上をめざし、学校(園)外での研修講座等に参加する教職員は、年間平均延べ3,000人を超えています。

近年、教育課題は多様化、困難化しているため、教職員の業務は年々多忙化し、意欲や自信が失われやすい状況にあります。そのため、教職員は自らの専門性や指導力を高め、信頼を確立するとともに、研修等を通じて教職員どうしが支え合い組織力を高めることが重要となります。新しい学習指導要領の全面实施から、新たな教育課題に即した研修内容等を充実するとともに、教職員のメンタルヘルスを考慮し、学校(園)全体で教職員が支え合い、教育力が向上するよう、研修体制や指導体制づくりを進めていく必要があります。

今後の方向性

教育には、社会の発展に合わせて変えていくべき部分と、どの時代においても変わることなく育てていくべき部分があります。それらをうまく絡み合わせてこそ、子どもたちは社会に適応し、人格を形成していくことができます。

そのため、教職員には、今日的な教育課題の解決を図るための社会性や豊かな人間性、また、幅広い知見と高い専門性、子どもたちの実態に応じた指導や支援を行うための力やスキルが求められます。教職員が互いに学び合う研修を通じて、こうした資質・能力を高め合うとともに、互いに支え合う職場づくりを進め、教職員に対する揺るぎない信頼を確立していきます。

取組内容

- ・教職員が主体的に研修する機会を保障するとともに、教職員のニーズと教育課題に応じた教職員研修講座を開催します。

- ・市内の教職員が、指導方法や教材教具、先進的な実践研究等について、互いに共有し研鑽できるよう研修体制を充実します。
- ・教職員の知見を広げ、人間性を豊かにすることを目的に、市内外への研修視察や社会体験、社会貢献活動への参加を支援します。
- ・教育委員会の指導主事等は、さらに研鑽に努め、それぞれの学校(園)における校(園)内研修がより充実するよう指導や支援を行います。
- ・授業力向上アドバイザー等を派遣し、教職員の不安に対する相談や指導に対する助言や支援を行います。
- ・スクールカウンセラー※1やスクールソーシャルワーカー※2、部活動外部指導員等の専門スタッフが教職員と役割分担し、「チーム学校」づくりを進めます。
- ・教職員のメンタル面のケアを図るため、校(園)内の協力体制を充実するとともに、専門的なカウンセリングを受けることのできる体制づくりを進めます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・教職員の指導力や授業力の向上をめざした研修講座を受講した教職員の数	1609人 (R1)	1700人
成果	・教職員研修講座の受講者の満足度 ※講座後のアンケートで、「満足」「どちらかという満足」と回答した受講者の割合	97% (R1)	100%

達成をめざす SDGs



※1、2 34ページの注釈参照

基本方針 3

夢と希望をもち、可能性を最大限に発揮できる教育環境の整備をめざします

<学校施設の充実>

22 学校施設の充実

担当課：教育総務課

現状と課題

公立学校施設は、第2次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和40年代後半から50年代にかけて多く建設されており、それらの建物が一斉に更新時期を迎えつつあります。松阪市においても所管する小中学校の学校施設のうち、建設より30年以上経過した校舎・体育館等が77%を占めるなど、施設の老朽化が進んでいます。

さらには、全国的に少子化が進んでいる中、松阪市の児童生徒数は年々減少を続け、20年後には大幅な減少が推計されており、多くの学校において、小規模化や複式学級の増加が見込まれています。

施設整備にあたっては、厳しい財政状況の中で、効率的・効果的に実施することが求められているほか、ユニバーサルデザインの観点から、利用者に配慮した誰もが利用しやすい施設として、バリアフリー化を一層推進していく必要があります。

また、学校施設を含む公共施設については、「激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策」や「予防保全型インフラメンテナンス※1への転換に向けた老朽化対策」等の更なる加速化を図るため、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、重点的・集中的に対策を講ずることが求められています。

今後の方向性

次代を生き抜く子どもたちの教育環境の質的向上を図るため、ICTの活用を推進するとともに、学校規模の適正化や適正配置に向けた検討を進めます。

また、学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるほか、地域のコミュニティ形成の拠点となる上、災害時には避難所としての役割を担うなど、地域住民にとって最も身近な公共施設であるため、防災機能の強化やバリアフリー化等を推進するとともに、地域の実情に応じ、学校と地域社会との連携も踏まえ、施設を利用するすべての人が安全・安心に利用できるように配慮しながら整備を行い、地域とともにある学校づくりを進めていきます。

さらには、施設整備にあたっては、「松阪市学校施設等長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、施設の長寿命化を図ります。

※1 計画的に施設の点検・修繕・改修等を行い、不具合が発生する前に適切な対策を行う管理方法

取組内容

- ・ ICT 環境の整備及び施設の長寿命化を図り、施設整備や維持管理等の充実を図ります。
- ・ 施設の改築や大規模な改修等を行う際には、ユニバーサルデザインに配慮しながらエレベーターや多目的トイレ等を整備するとともに、児童生徒の実情に合わせて必要なバリアフリー化を実施します。
- ・ 外壁やサッシ、照明器具等の非構造部材の落下防止措置を実施し、防災機能強化を図るとともに、照明器具を LED に変更することにより、エネルギー消費量の削減を促進します。
- ・ 子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を図るため、学校規模適正化等に関する基本方針に基づき、保護者や地域住民との合意形成を図りながら、学校規模の適正化や適正配置の実現に向けて取り組めます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・ 学校施設における防災機能強化を実施する箇所数	3 箇所	26 箇所
成果	・ 防災機能強化を実施した学校施設数の目標値に対する割合 ※目標値 26 箇所のうち、防災機能強化を実施した学校施設の割合	14.3%	100%

【参考】令和3年度 小学校 36 校、中学校 11 校

達成をめざす SDGs



基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます

<社会教育>

23 生涯学習の推進

担当課：生涯学習課

現状と課題

昨今、少子高齢化等の社会構造の変化に伴い、住民の価値観や行動様式が多様化し、それとともに生涯学習に対するニーズも多様化しています。

なかなか収束する気配のない新型コロナウイルス感染症により、当たり前の生涯学習活動が制限されている中で、公民館として感染症対策をとりながら可能な活動をしています。

公民館の意義や役割を再認識し、住民の主体的学習活動を振興するとともに、まちづくりや子育て支援等、住民参加による共助社会づくりをめざし、地域の実情に即した講座の開設が重要となってきます。

松阪市では、令和3年4月から住民協議会と自治会連合会が融合した新たな組織である住民自治協議会が立ち上げられ、その組織に公民館も積極的に関与しながら、新たな形での地域住民の意見を反映したまちづくり、コミュニティづくりが進められています。

人生100年時代を迎え、団塊世代の多くの社会学習活動に対する関心の高まりとともに、核家族世帯の多くは、子育てに不安を抱え、地域等での子育て支援のあり方を考えていくことが必要となっています。

また、多様な地域課題や学習ニーズを的確に把握し、対応する必要があることから、社会教育関係者との連携が求められています。

今後の方向性

市民一人ひとりが、「夢」や「いきがい」のある自己肯定感溢れる豊かな人生設計を立てるために、生涯学習との関わりがますます重要となってきています。そのため「いつでも」「どこでも」学べる施設を生涯学習施設と位置づけ、地区公民館のコミュニティセンター化を考慮に入れた新たな生涯学習環境づくりを進めます。

取組内容

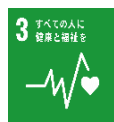
- ・社会教育委員会議による「公民館のあり方に関する答申」に基づき、引き続き公民館活動の充実に努めます。
- ・地域住民の身近な交流の場、学びの場、創造の場としての公民館施設の整備・充実に努めます。
- ・学校施設を活用し、地域における生涯学習の活動を支援します。
- ・適切な新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を行いながら、住民自治協議会と公民館の連携を強化し、地域の人材の活用や資源の掘り起こしなどのさまざまな活動において交流することにより、学習や発表、交流の機会を質的・量的に向上します。
- ・学習情報等の提供と通信ネットワークを活用した新たな学習形態について検討します。
- ・子どもたちの放課後や休日の居場所づくりを進めます。
- ・それぞれの地域において、社会教育活動を推進するリーダーを養成するため、研修機会等を充実していきます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・公民館における家庭教育・家庭生活講座数	216 講座	350 講座
成果	・公民館利用者アンケートで、「満足・やや満足」と回答した利用者の割合	80.0%	100%

【参考】令和3年度 公民館46館

達成をめざすSDGs



基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます

<社会教育>

24 読書活動の推進

担当課：生涯学習課、学校支援課

現状と課題

読書は、子どもが未来をたくましく切り拓くための活力の源でもあり、読書活動に取り組むことで自らの心を育て、未知なる世界への関心を高め、生涯にわたって主体的に生きる力を育むことができます。

しかし、近年の社会構造の変化により、核家族化や共働き世帯の増加等、子どもたちが家族と一緒に本に親しむ時間が少なくなり、読書習慣の定着が難しくなっています。また、昨今のスマートフォンなどの情報通信手段の普及により、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易となり、利便性の向上が図られた反面、読書離れが懸念されています。

そのため、学校や家庭における読書活動の推進や、絵本の読み聞かせなどのイベントの実施、読書ボランティア等への支援の強化が必要です。

また、図書館は、子どもたちや市民が多くの本に触れることで、読書を楽しむとともに、自分の興味や知識を深めることができる場です。松阪市は、平成30年度に、老朽化が進んでいた松阪図書館のリニューアルオープンを実施し、快適な空間づくりを行うことで、ゆったりとした読書時間の創造に努めてきました。

しかし、新型コロナウイルス感染症対策として、本を通じての触れ合いの制限や滞在時間の短縮など、当初の居心地のいい図書館づくりのコンセプトとは逆の対応が迫られています。

さらに、公立図書館から距離的に不利な状況にある地域での読書環境の整備や、読書バリアフリー法に基づいた障がいのある方の読書環境の整備も進めていかなければなりません。

今後の方向性

新しい時代を担う子どもたちが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけられるよう、読書環境を整え、生涯にわたり本と親しむ読書活動を推進します。

新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策は、しっかりと継続しながら、適切な読書環境を提供できるよう、指定管理者と連携を強化していきます。

また、利用の公平性という観点から、読書バリアフリー法に基づき、障がい者に配慮した図書館サービスの充実や公立図書館から距離的に不利な状況にある地域への遠隔地サービスの充実を図ります。

取組内容

- ・子どもたちの自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実するため、学校図書館の読書センターとしての機能に加え、情報センター・学習センターとしての機能を充実するとともに、学校図書館ボランティア等との連携を促進します。
- ・公立図書館や学校図書館の蔵書を充実するとともに、図書館司書を小中学校に派遣し、学校読書ボランティアへ展示方法や読み聞かせ等の指導助言をすることで、学校図書館の環境整備の推進や読書活動の普及啓発を行います。
- ・子どもの発達段階に応じて、興味関心を尊重しながら、子どもが本に出会うきっかけづくりや読書習慣の基礎づくりができるよう、令和2年3月に改定した「第三次松阪市子ども読書活動推進計画」を基に取組を行います。
- ・新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策の徹底を図りながら、市民や子どもたちが読書に親しむ場や学びの場として快適に利用できるよう、指定管理者と協働して図書館運営の充実を図ります。
- ・読書バリアフリー法に基づき、指定管理者と協働して備品購入を進め、障がいのある方や外国人の方も読書を楽しんでいただけるよう、環境整備を行います。
- ・公平な読書活動ができるよう、公立図書館から距離的に不利な状況にある飯南・飯高地域については、地域開放型図書館など学校を拠点とした本の配送サービスを実施する遠隔地サービスの充実や、電子図書館のコンテンツの充実を図り利用向上に努めます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・全小中学校の学校図書館貸出冊数	92,771 冊	120,000 冊
成果	・授業時間以外に 10 分以上読書をする子どもたちの割合 ※全国学力・学習状況調査で、「読書の時間が 10 分以上」と回答した児童生徒の割合	小 66.5% 中 44.7%	小 70% 中 50%

【参考】令和3年度 小学校 36 校、中学校 11 校

達成をめざす SDGs



基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます

<社会教育>

25 青少年健全育成の充実

担当課：生涯学習課

現状と課題

近年、核家族化や少子高齢化により、地域のコミュニティも変化し、異なる年齢や地域の方々との交流が減少するとともに、青少年どうしの関係性も希薄なものとなっています。

また、スマートフォンなどの情報通信機器の普及により、いじめや青少年の問題行動が顕在化しにくくなっています。そのため、ツイッターなどを用いて相談体制を構築していますが、利用頻度はあまり高くないことから、周知方法等の検討が必要となっています。

松阪市では、青少年健全育成都市宣言を行うとともに、各地域の健全育成会が啓発や防犯活動、補導活動等の青少年健全育成事業を地域と協働して取り組んでいますが、新型コロナウイルス感染症対策の観点から活動そのものが制限されており、新たな方向性を構築する必要があります。

また、子育て世代の核家族化などにより、放課後児童クラブに登録する児童の数が増加しており、支援員等の慢性的な不足に対する支援や保護者負担の軽減を求める声が高まっています。

さらに、令和4年度の成人年齢の引き下げに伴う成人式の考え方を整理する必要があります。

今後の方向性

明日の郷土を担う青少年が、心身ともにたくましく成長し、自信と誇りをもって生きることは、すべての市民の願いです。青少年が未来に向かって夢と希望のもてる地域づくりをめざし、家庭、学校、地域などと一体となって、真に豊かな心と社会性を備えた青少年の育成を推進していきます。

また、子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所づくりを行います。

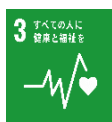
取組内容

- ・住民自治協議会と連携して地域ぐるみで子どもたちを見守り、声かけやあいさつ運動を展開することにより、笑顔いっぱいのまちづくりを進めます。
- ・放課後子ども教室や放課後児童クラブを充実し、放課後の子どもたちの居場所づくりに努めるとともに、保護者負担の軽減のために社会福祉法人等への運営委託の支援を行います。
- ・「青少年育成のつどい」講演会においては、青少年育成団体等と連携し、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策を行いながら開催し、地域住民や保護者等関係者への青少年健全育成の普及啓発を行います。
- ・有害な情報や映像から子どもたちの健全な成長を守るため、有害図書回収箱を設置します。
- ・ツイッターでの青少年の悩み相談をホームページや広報等で周知します。
- ・子ども会活動等において、子どもたちが運営に参画し、地域行事が進められるよう支援します。
- ・成人式については、会場の分散開催など、新型コロナウイルスをはじめとする感染症対策をしっかりと行い、一生に一度の成人式を開催できるよう準備を進めます。また、令和4年度からの成人年齢の引き下げに伴う対応として、従来どおり20才の方を対象にした「20才の集い」などのネーミングにより、開催を継続していきます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・放課後児童クラブの社会福祉法人等への運営委託数	13 クラブ	40 クラブ
成果	・放課後児童クラブの保護者アンケートで、保護者会の活動の負担割合について、「負担」「やや負担」と回答した割合	58%	0%

達成をめざす SDGs



基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます

<スポーツの振興>

26 生涯スポーツの充実

担当課：スポーツ課

現状と課題

スポーツは体力の向上や生活習慣病の予防など健康の保持増進のみならず、子どもから高齢者まですべての人たちが明るく活力に満ちた生活を送るための礎となるものであり、私たちの生活に生きがいを作り出す重要な要素となっています。

しかしながら、多くの市民は1年を通じてスポーツを行っておらず、さまざまな要因はあるものの、運動やスポーツに関心がありながらも「仕事が忙しい」、「始めるきっかけがない」などの理由により、スポーツを行うことができないという状況にあります。

そのため、市民がそれぞれのライフスタイルに合わせて、いつでも・どこでも・いつまでも気軽に楽しめる環境が重要となります。また、松阪市のスポーツのあり方を総合的に示した「松阪市スポーツ推進計画」に基づき、幅広い市民が気軽にスポーツに親しむことができる取組を進めていくことが求められています。

今後の方向性

スポーツは自分自身の健康増進や達成感のみならず、ともに活動する仲間との繋がりや絆が生まれることで、人生そのものを豊かにしてくれるものです。多くの市民がスポーツ活動のスタートラインに立てるよう、自分のライフスタイルに合ったスポーツを、気軽に始めることができる“きっかけ”を提供していきます。

また、スポーツ活動をスタートした市民が活動を継続できるよう、新たなスポーツやスポーツイベントなどの情報提供を行っていきます。

取組内容

- ・気軽にできるスポーツを啓発するとともに、市民のニーズに応じたスポーツ教室等を開催します。

- ・スポーツが地域の絆を強める要素となるよう、地域におけるスポーツ推進委員の活動の充実に努めます。
- ・幼児期の子どもたちが、運動に触れる機会を増やすため、親子で一緒に参加できるスポーツ教室を開催します。
- ・高齢者が個人の体力に合わせて参加できる、さまざまなスポーツ大会を各種競技団体と連携しつつ開催します。
- ・障がい者が参加しやすく、継続してスポーツに親しむことができる種目での障がい者スポーツ大会開催に取り組みます。
- ・子どもから高齢者まですべての市民が、気軽に参加できるような新たな種目を追加するなど、総合型地域スポーツクラブを充実します。
- ・いつまでもスポーツに親しめるよう、個人の体力やニーズに応じた新しいスポーツの情報提供に努めます。
- ・市民のスポーツ参加を支援するため、スポーツイベントやスポーツ施設の情報をSNSなども活用し発信します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・市長杯スポーツ大会の参加者数	1,350 人	4,000 人
成果	・20歳以上の市民が週1回以上のスポーツを行う割合 ※市民意識調査で、週1回以上のスポーツを行っていると感じた市民の割合	30.2% (R1)	50%

達成をめざす SDGs



基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます

<スポーツの振興>

27 スポーツ環境の整備

担当課：スポーツ課

現状と課題

市内のスポーツ施設が各所に点在していることから、身近な施設を選択できるなどの利便性が高いとも言えますが、日常的な施設管理は非効率となり、費用は増加する傾向にあります。また、多くのスポーツ施設は老朽化が進んでいるため、計画的に修繕を行っていますが、必要となる費用も増加傾向にあります。

明るく活気に満ちた地域社会の形成や市民の健康保持増進には、多くの市民がスポーツに関心や興味をもつことが有意義であり、さらには身近で活動する市民の中から、全国大会や国際大会で活躍するアスリートが輩出されることや、大規模なスポーツイベントが身近で開催されることによって、市民のスポーツへの関心をより高める環境づくりが必要です。

また、スポーツの楽しさや喜びをより実感するためには、スポーツ指導者による適切なサポートが必要不可欠であり、サポートによる技術向上のみならず、独学では得られない達成感や充実感といったスポーツの楽しさを実感することで、市民が主体的にスポーツを継続することに繋がります。そのためにも各種団体と協力しながら、市民をサポートするスポーツ指導者の養成をより充実させていく必要があります。

今後の方向性

松阪市出身のアスリートの活躍や、市内で開催されるスポーツイベント等の情報を発信し、市民の関心や興味を高めスポーツを“始める”環境づくりから、スポーツ活動のサポート体制等を強化しスポーツを“続ける”環境づくりまでを推進します。

また、スポーツを楽しむ市民が、安心してスポーツが行えるよう施設の改修や維持管理を行い、安全で快適なスポーツ施設の環境を整備していきます。

取組内容

- ・スポーツを「する」楽しみ、「みる」感動、「ささえる」喜びを多くの市民に提供し、市民のスポーツへの意識を高めます。
- ・みえ松阪マラソンを、多くの市民や全国からランナーが参加する、市民が誇れるマラソン大会とします。
- ・トップアスリートによるスポーツ教室や交流会等を開催し、市民やスポーツ指導者がハイレベルなスポーツに触れる機会を提供することで、より充実したスポーツライフを楽しめるよう努めます。
- ・スポーツ協会やスポーツ少年団等、各種競技団体とも協調しながら、スポーツの楽しさを伝える指導者養成に努めます。
- ・スポーツをささえる形で参加し、選手との交流やスポーツ大会成功の達成感を得られる、スポーツボランティア活動の普及に努めます。
- ・スポーツ医による研修など、スポーツ傷害の予防や栄養指導等のスポーツをサポートするための活動を推進します。
- ・スポーツ施設を安全に利用できるよう、計画的な維持補修を進めるとともに、バリアフリー化などの施設改修を推進し、すべての市民が使いやすいスポーツ施設を整備します。
- ・市と市民、地域や企業と協働して、より使いやすく効率的な施設運営のあり方について、指定管理者制度などさまざまな手法を検討します。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・みえ松阪マラソンの参加者数 ※現状値は松阪シティマラソン参加者数	2,918人 (H30)	10,000人
成果	・公共スポーツ施設を利用している市民の割合 ※市民意識調査で、「よく利用している」「たまに利用している」と回答した市民の割合	11.5% (R1)	25%

達成をめざす SDGs



基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます

<文化の継承と創造>

28 文化芸術の振興

担当課：文化課

現状と課題

国においては「文化芸術基本法」が策定され、文化芸術の振興に関する基本的な方針のもと、文化芸術立国の実現に向けた文化芸術の振興に関する取組が進められてきました。

松阪市では、平成20年度に松阪市文化芸術振興条例を施行し、「松阪市文化芸術の振興に関する基本方針」を制定しました。平成23年度には、文化芸術活動を行う団体のネットワーク組織である松阪市文化芸術団体連絡協議会を設立し、行政との共催事業を展開しています。文化ホールでの自主事業では、鑑賞型から市民参加型へと移行しながら、市民参画による音楽文化イベントも継続しています。また、文化財センターのギャラリーを活用した文化芸術活動の発表や鑑賞機会も充実してきました。

令和元年度の松阪市市民意識調査の結果では、「地域への愛着がある」が70%以上、松阪の良さを「歴史文化がある」とする人が22%で上位から5番目、文化活動の振興政策を重要とする人が約30%となっている状況です。また、施設面では文化・スポーツの施設が整っていないとする人が多く、文化活動に対する市民満足度は14.4%にとどまっています。

こうした状況に対応するためには、文化芸術に関わる市民を支援し、人材育成に努める必要があります。また、地域活性化の原動力として「シビックプライド（住民や働く人の都市への誇りや自負）」の概念が注目され取り入れられつつある中、文化振興を通じたシビックプライドの醸成がまちづくりの面で求められています。

今後の方向性

市民一人ひとりの自主性、創造性が尊重される豊かな環境を整備し、自らが文化芸術の担い手であることに誇りや愛着をもち、それらの活動に関わることのできる地域づくりをめざします。

また、地域の文化芸術に触れる機会を設け、市民の豊かな心の醸成を図るとともに、未来の松阪の文化芸術の担い手を育成し、まちの活性化につなげていきます。

取組内容

- ・松阪市美術展覧会や創作ワークショップ、文化センター自主事業の開催等により、創る機会、観る機会、見せる（魅せる）機会を増やします。
- ・文化芸術団体連絡協議会と共催事業を実施し、市民や文化団体等の交流を広めます。
- ・地域や学校等が連携し、子どもたちが文化芸術に親しみ、参加し、表現する機会を充実するとともに、文化芸術活動に携わる人材を育成します。
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努めつつ、誰もが主体的に文化芸術活動に親しみ、自らの創造性を発揮できる場を設けます。
- ・誰もが安全・安心、かつ快適に、さまざまな鑑賞、発表及び創造の機会を通して文化芸術の振興に積極的に関わることができるよう施設の環境整備を行います。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・松阪市美術展覧会の一日当たりの入場者数	158人	175人
成果	・松阪市民文化会館・コミュニティ文化センター・嬉野ふるさと会館の一日当たりの利用率	46.1%	85%

達成をめざす SDGs



基本方針 4

スポーツや文化の振興を図るとともに、誰もがいつまでも学び、活躍できる環境づくりに努めます

<文化の継承と創造>

29 文化財の保護

担当課：文化課

現状と課題

近年、文化財の保存は、経年劣化や風水害によるき損から守るだけでなく、過疎化や少子高齢化といった社会状況の変化を背景とした滅失や散逸等の防止が課題となっています。

松阪市には、重要文化財や特別史跡、天然記念物や無形民俗文化財などの魅力的な歴史文化遺産が多数存在しており、これらを適切に保存し維持管理することでその価値を保持し、また、活用を一層進め、歴史文化を身近に感じられるようにしていく必要があります。そして、文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保していくことのできる体制づくりや文化施設等の整備を進める必要があります。

今後の方向性

文化財の適切な保存管理と活用に努め、誰もが安全・安心に文化財を学ぶことのできる環境整備に努めます。

また、文化財の所有者や担い手に対する支援を行います。

取組内容

- ・文化財を適切に保存管理し、文化財施設における展示や講座等の実施により地域の歴史文化に触れる機会を増やします。
- ・市民の宝である史跡等（松坂城跡、旧長谷川治郎兵衛家他）を、より身近に感じられるように整備を進め、子どもたちをはじめ市民にとって、地域の文化財について学びやすい環境づくりを進めます。
- ・文化財保護審議会等の開催により、文化財の保護措置を適切に進めます。
- ・地域住民とともに、地域にある貴重な文化財の保護と活用を進めます。

- ・松坂城跡や旧長谷川治郎兵衛家等をまちづくりの核として、文化財の価値を維持・向上させる取組を進めます。
- ・地域の祭りや伝統行事を継承・発展させていきます。
- ・新型コロナウイルス感染症収束後に多くの人が集えるように、文化財等を磨き上げます。
- ・文化財の情報発信等において ICT の活用を進めます。

評価指標

評価する際の指標		現状値 (R2)	目標値 (R6)
活動	・文化財施設における子どもを主対象とした展示や講座等の開催回数	26回	30回
成果	・過去一年間に学校以外で文化財施設に一つ以上行ったことのある児童生徒の割合 ※小学5年・中学2年の児童生徒を対象としたアンケートより	小 59% 中 31%	小 75% 中 60%

達成をめざす SDGs



第4章 資料

I 松阪市教育ビジョンの教育施策とSDGs（持続可能な開発目標）との関係

取組を進めることによりSDGsの17の目標の達成に寄与すると考えることから、以下のとおり関係を整理しました。

基本方針	施策	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
		貧困をなくそう	飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう	安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさも守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう	
1	① 幼児教育の推進			○	○						○								
	② 子育て支援の推進			○	○						○								
	③ 学力の育成	○			○						○							○	
	④ グローバル教育の推進				○						○							○	
	⑤ 教育の情報化の推進	○			○				○	○									
	⑥ 外国人児童生徒教育の推進	○			○						○							○	
	⑦ 特別支援教育の推進			○	○						○								
2	⑧ 道徳教育の推進			○	○	○					○	○	○					○	○
	⑨ 郷土教育の推進				○					○		○							○
	⑩ 人権教育の推進	○		○	○	○					○	○						○	
	⑪ キャリア教育の推進				○				○	○		○							
	⑫ 環境教育の推進			○	○		○	○				○	○	○	○	○			○
	⑬ 生徒指導の充実			○	○														
	⑭ 安全教育の推進			○	○							○							○
	⑮ 防災教育の推進			○	○							○		○					○
	⑯ 体力の向上			○	○														
3	⑰ 健康教育の推進			○	○														
	⑱ 食育の推進		○	○	○														
	⑲ 地域とともにある学校づくりの推進				○					○		○							○
	⑳ 教職員が働きやすい環境づくり			○															
4	㉑ 教職員研修の充実				○														
	㉒ 学校施設の充実				○								○						
	㉓ 生涯学習の推進			○	○														○
	㉔ 読書活動の推進			○	○														○
	㉕ 青少年健全育成の充実			○	○														○
	㉖ 生涯スポーツの充実			○	○														○
	㉗ スポーツ環境の整備			○															○
4	㉘ 文化芸術の振興				○							○							
	㉙ 文化財の保護				○							○							

2 松阪市教育ビジョン検討委員会委員名簿

名 前	所属・職名
浅沼 繁典	松阪市 PTA 連合会会長 松阪市立第四小学校 PTA 会長
金児 美季 (R3年度)	松阪市立中川幼稚園園長 松阪市幼稚園長会会長
小濱 峯一	松阪市スポーツ推進委員連絡協議会会長
齋藤 実	松阪市立豊地小学校校長
坂口 奈緒美	松阪市立花岡小学校教諭
島津 英夫	松阪市図書館館長
鈴木 逸郎	第四地区住民協議会教育部会会長 三重県地域とともにある学校づくりサポーター
瀬古 久美子	松阪市文化財センター所長 元松阪市立殿町中学校校長
◎ 竹内 一	元松阪市教育委員会委員
○ 松江 茂	松阪商工会議所副会頭 松阪証券株式会社代表取締役社長
丸口 典子 (R2年度)	松阪市立三雲南幼稚園園長 松阪市幼稚園長会会長
村上 しいこ	児童文学作家 松阪市ブランド大使

※ 所属・役職・経歴等は、委嘱時のものです。

※ 敬称略、五十音順で表記します。

※ ◎印は 委員長、○印は 副委員長 です。

3 教育ビジョン策定の経過

令和2年

1月	21日	総合教育会議	松阪市教育大綱の策定
7月	31日	第1回教育ビジョン検討委員会	教育ビジョン策定方針の協議
11月	6日	第2回教育ビジョン検討委員会	飯高中学校見学、協議 いいねっこ(放課後児童クラブ)見学
12月	17日	第3回教育ビジョン検討委員会	松江幼稚園・松江小学校見学、協議

令和3年

6月	17日	第4回教育ビジョン検討委員会	教育ビジョン(素案)の協議
8月	19日	第5回教育ビジョン検討委員会	教育ビジョン(中間案)の協議
9月	8日	文教経済委員会協議会	教育ビジョン(中間案)の報告
9月	8日	～ 10月8日	パブリックコメントの実施
12月	14日	第6回教育ビジョン検討委員会	教育ビジョン(最終案)の協議

令和4年

1月	18日	第7回教育ビジョン検討委員会	教育ビジョン(答申案)の協議 教育ビジョン(案)の答申
1月	27日	教育委員会定例会	教育ビジョンの承認
3月		文教経済委員会協議会	教育ビジョンの報告

松阪市教育ビジョン

＜松阪市教育振興基本計画＞

－ 夢を育み 未来を切り拓く 松阪の人づくり －

発行 令和4年（2022年）3月

松阪市教育委員会



松阪市教育委員会事務局

〒515-8515 三重県松阪市殿町1315番地3

TEL : 0598-53-4381 FAX : 0598-25-0133

<http://www.city.matsusaka.mie.jp>

Mail: syom.div@city.matsusaka.mie.jp